

平成17年2月4日
三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
第10回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開	会	1
2 . 委員の出欠状況確認		1
3 . 畜産企画部会の運営についての提案		1
4 . 資 料 説 明		2
5 . 意 見 交 換		1 7
6 . 閉	会	3 8

開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第10回畜産企画部会を開催させていただきます。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。それぞれ資料の番号が付されております。資料1は議事次第。資料2が委員名簿。資料3-1としまして、新しい酪肉基本方針の項目。資料3-2が、その骨子案ということでございます。資料4は経営指標の関係のものでございます。資料5-1としまして、集送乳の合理化あるいは乳業の合理化関係の資料でございます。資料5-2は集送乳合理化目標についてということで、左肩に表がございますけれども、関連資料でございます。それと、資料6-1は肉用牛、牛肉の流通の合理化目標関係の資料でございます。関連しまして、資料6-2が家畜市場云々と書いてございますが、その他関連資料でございます。資料7は飼料自給率目標関係の本審の関係の資料でございます。

以下、参考資料1としまして、集送乳合理化目標関係。参考資料2が消費・生産面に関して取り組むべき施策の方向といった内容のもの。参考資料3が主要品目の課題及び施策の方向ということでございます。

以上でございますが、不備があれば、お申しつけをくださればと思います。よろしゅうございますか。

それでは、生源寺部会長、よろしく願いいたします。

生源寺部会長 委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

委員の出欠状況確認

生源寺部会長 議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の出欠状況の御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 本日の出欠状況ですが、遠藤委員、近藤委員、千葉委員、土井委員、矢坂委員、阿部委員、伊藤委員、富樫委員、向井委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるということでございます。

なお、事前に部会長の許可をいただきまして、山口委員の代理としまして、北海道農業協同組合中央会の常務理事でいらっしゃいます戸塚守様に御出席をいただいております。

なお、番場委員は、あらかじめ、遅れていらっしゃるということでございます。神田委員は、御連絡がございませんが、間もなくお見えになると思います。

以上でございます。

畜産企画部会の運営についての提案

生源寺部会長 続きまして、畜産企画部会、当部会の議事運営につきまして、事務局から提案があるということでございますので、畜産企画課長からお願いいたします。

清家畜産企画課長 議事運営について御提案させていただきます。

当部会の議事運営におきましては、代理として出席されている方につきまして、評決や発言は御遠慮いただくこと、また委員の方に御意見がある場合には直接または代理の方を通じて書面で部会長にお出しいただきまして、必要な場合には部会長から御披露いただくという方法を取らせていただいていたところでございます。

一方で、今般、山口委員が御病気により入院、療養なさるということになりまして、3月いっぱいには部会の御出席が難しいという御事情がございます。そのために、その間は代理の方が御出席なさること、また会議での発言を認めてほしい旨の申し出がございました。

お申し出を受けまして部会長と御相談しました結果、病気による入院、療養を余儀なくされて、長期間、部会に御出席いただけないことが明らかであり、書面による御意見の提出も難しいと見込まれるために、このようなやむを得ない事情を勘案しまして、代理の方の場合でも御発言ができるようにしてはいかがかと考えております。ただし、評決につきましては御遠慮いただきたいと思っております。

なお、今後、他の委員の方に同様の御事情が生じたときは、同様な扱いといたしたいと思っておりますが、通常の御欠席の場合につきましては、従来と同様な取り扱いとしたいと考えております。

以上です。

生源寺部会長 ただいま事務局から、今後、委員が病気による入院、療養を余儀なくされ、長期にわたり部会に出席できないことが明らかになった場合に限り、代理の方でも御発言できるようにしてはいかがかと、こういう提案がございました。

特に御異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、今後はそのような形で取り扱ってまいりたいと思っております。

資 料 説 明

生源寺部会長 事務局から、本日、用意されております資料について御説明をいただき、その後、委員の皆様から御意見、御質問等を御自由にいただきたいと思っております。

なお、本日の閉会時刻は 16 時、4 時を目途としておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

初めに、「新たな酪肉近代化基本方針案」及び「経営指標について」、これは畜産総合推進室長からお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。

お手元の資料のうち、私の方からは資料 3 - 1、3 - 2、資料 4 につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

まず資料 3 - 1 を御覧いただきたいと思っております。今回の新たな酪肉近代化基本方針の項目案でございます。前回、12 月 10 日の畜産企画部会、価格等部会の合同部会でも御審議を賜り御意見も頂戴いたしたところでございます。その御意見を踏まえまして、この項目

案については幾つかの点について見直しをさせていただいたところでございます。

冒頭の注書きにございますように、下線部分は前回同様でございますが、現行の酪肉近代化基本方針にない新規事項または位置付けの強化を図った事項、注2といたしまして、網かけ部分については前回の畜産企画部会から御意見を踏まえて変更した点というふうに御覧いただければと思います。

まず、第1の1でございます。我が国の酪農及び肉用牛生産の位置付け及び基本的な展開方向ということで、展開方向を書いてはどうか、書くべきではないかという御意見を受けまして、網かけ部分を追加させていただいております。

また、2番のところでございます。(1)(2)は前回同様でございますが、(3)人材の育成・確保と入れてございます。前回の企画部会では、第5のその他、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する事項に位置付けておりましたけれども、第5の方に入れるのはいかなものかという御意見もありましたので、第1の2の国際化に対応し得る産業構造の構築というところに掲載をさせていただいてはどうかという御提案にしております。以下、2の(4)(5)(6)(7)については変更ございません。

それから、3番でございます。自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成という点でございます。前回の企画部会で、2番の国際化の進展に対応し得るといった項目の次に位置付けてはどうかという御意見がございましたことを踏まえまして、こちらの場所に記載しております。

さらに、3の(3)でございます。多様な飼料生産の展開と生産基盤の整備。前回の案ですと、多様な大家畜生産経営の展開と存立基盤の整備という項目立てにしておりましたけれども、存立基盤という言葉がいかなものかという御意見もございましたので、こういう表現に修正させていただいております。

また、3の(4)でございます。土地の有効活用を図るための低・未利用地の放牧利用。放牧に関しては一項目起こしてはどうかという御意見がございましたので、そういう取り扱いにいたしております。

それから、4の(4)トレーサビリティへの対応でございます。これにつきましては前回、安全・安心の項に位置付けるべきではないかという御意見を踏まえて、こちらに位置付けるようにした次第でございます。これに伴いまして、5番のところは食育の推進という柱立てになるわけでございます。

また、6番のところでございますが、(3)で環境規範の導入ということで、前回は自給飼料の項と家畜排せつ物に分かれておりましたが、6番の(3)でまとめて記載ということにいたしております。

次のページにまいりまして、7番、家畜改良の推進と新技術の開発・普及、さらに8番の流通飼料の安定的な供給につきましては、第5のその他重要事項に入っておったわけでございますが、第1に位置付けることにいたしまして、全体として、第5という記述は置かないという取り扱いにさせていただいてはどうかということで整理をさせていただいております。

それから、第2でございます。生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標という欄でございます。項目立てにつきましては、

前回と変更はございません。

なお、内容的には別途、本審企画部会の方で御議論いただいております食料自給率目標と密接に関連いたしますために、本審企画部会における基本計画との整合性を図りつつ、この数値につきましては作成する必要があるわけでございます。そういった意味もございまして、本日の資料につきましては、資料3 - 2になるわけでございますが、資料3 - 2のところの様式のみのお提示ということにさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。なお、具体的数値につきましては次回、3月1日の企画部会でお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、第3の近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標でございます。項目立ては特に変更はございません。詳細につきましては資料4で御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、第4の集乳、乳業の合理化並びに肉用牛、牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項でございます。これも項目について前回からの変更は特段ございません。後程、この点につきましては資料5、資料6について詳細を御説明いたしたいと思っております。

資料3 - 1につきましては以上でございます。

続きまして、資料3 - 2を御覧いただきたいと思っております。酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針骨子案ということでございます。注書きにございますように、アンダーライン部分につきましては前回、12月10日の畜産企画部会における意見等を踏まえて追加した記述ということで記載をさせていただいております。

1ページでございます。本文でございますが、こちらの記述につきましては、基本的に前回と変わっておりません。

続きまして、2ページ目をお開きいただきたいと思っております。2ページ目、(2)ということで、ちょっと長い文章が から まで入っております。こちらにつきましては前回、この5年間の環境変化などに言及した上で展開方向を記述すべきではないかという御意見がありましたことを踏まえて、最近の酪農、肉用牛を取り巻く状況変化について記載を加えさせていただいております。

はW T OあるいはE P Aといった交渉の中で国際規律に対応し得る生産・加工・流通を通じた国際競争力の強化が必要になっているという点。

につきましては、生産基盤の強化という観点から、新規就農等の促進による担い手の育成・確保、低コスト化、省力化の推進、あるいは経営体質強化、需要に対応した生産・供給体制の構築が求められているということ。

それから、3つ目の でございます。自給飼料生産が減少傾向にある中で、自給率向上あるいは生産コストの低減といった観点から、稲発酵粗飼料の作付、あるいは稲わらの需要拡大、耕作放棄地を活用した放牧の推進ということを中心とした生産拡大が求められているという点。

それから、 でございます。B S Eあるいは食品の不正表示を契機といたしまして、安全・安心に対する国民の関心が高まっているといった中で、リスク管理の徹底あるいは的確な情報提供ということで、食に対する信頼の確保が急務であるということ。さらには、消費者と生産者の相互理解のもとに健全なニーズを育てるといった観点から食育の推進が必要になっているという点を記載しております。

また、 つきましては、環境問題への対応ということで、家畜排せつ物法の本格施行を受けまして、家畜排せつ物の適正管理あるいは持続的かつ効果的なものとしていくための取り組み。さらには、農業の自然循環型機能あるいは循環型社会の構築という観点から、有機性資源としての有効活用など、その利活用を一層推進していくことが求められているという事情を大きな取り巻く状況ということで記載をいたしたということでございます。

それから、3ページでございます。2番の国際化の進展に対応し得る産業構造という点でございます。括弧内でございますが、2の(1)は担い手に関する記述、(4)は経営安定対策の記述でございます。これも本審企画部会で御議論いただいております基本計画との整合性を図る必要がございますので、今回は一部検討中というものも含めた記載となっております。

具体的記述でございます。3ページ後半でございます。担い手の関係でございますけれども、前回と記述内容については特に変わってございません。

(2)のサービス事業体の定着・普及のところでございます。アンダーライン部分を御覧いただきたいと思っております。前回、担い手を育てる地域のネットワークを構築するためにもヘルパーやコントラクターの支援、機関は重要という趣旨の記述を盛り込めないかという御意見がございましたことを踏まえまして、ここに書いたような記述を追加させていただいております。

それから、5ページ目でございます。人材の育成・確保のうち、 の女性が活躍しやすい環境の場の整備ということでございます。前回、家族経営協定の締結を推進するには地域段階の行政機関の推進が必要という意見がございましたことを踏まえまして、 の最初のアンダーラインの部分の記述を加えております。また、 の後段、また以下でございますが、女性が活躍しやすい環境整備についてもっと書き込めないかという御意見を踏まえて、記述を拡充させていただいております。

それから、6ページ目でございます。(4)経営安定対策のための施策のあり方のくだりでございます。先程申し上げましたように、基本計画との整合性を図る必要があるということで、次回、3月1日の畜産企画部会で最終的な事務局原案をお示しさせていただきたいと考えております。そういった意味で、(4)のところは、12月10日の文章と変更はございません。

それから、7ページ目、(5)の生産段階におけるコスト低減、省力化の推進のくだりでございます。酪農経営のイの部分でございます。アンダーラインを引いた文章が書いてございます。前回、酪農のブランド化を考える際には、生産地と消費地の距離がネックになるということがあるために、こうした問題を解消するための取り組みも記述すべきという御意見がございました。

そういった御意見を踏まえまして、生産者グループと消費者の交流はもとより、生協との連携やインターネットのオンランショッピングサイトの活用といった方法論を活用することによって、遠隔地の消費者への直接販売に取り組む例も見られるということ踏まえた記述にさせていただいております。

それから、8ページ目でございます。酪農関係のウといたしまして、こうした取り組みを通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため10年程度後における生産コストに関する目標を設定するというので、酪農経営の生産コスト、

27 年度目標を設定すると。

具体的に何割を目標にするかは空欄になっておりますけれども、こちらにつきまして、前回の企画部会の後、事務局で精査をいたしまして今回、生産のコスト削減目標も示してはどうかということで、具体的な数値につきましては、基本計画との整合性を図りつつ、次回にお示しをさせていただければということで加えさせていただいております。

なお、この生産コスト目標につきましては、これ以下の繁殖経営あるいは肥育経営、全体共通に入れるという御提案にさせていただいているところでございます。

それから、9 ページの真ん中、 の畜種共通の欄を御覧いただきたいと思います。また以下の記述にアンダーラインが引いてございます。前回のオーガニックミルクやオーガニックビーフという有機畜産物に関する記述を入れられないかという御意見を踏まえまして、特に有機畜産 J A S の規格の検討を行っているところでございますけれども、有機畜産 J A S を活用したオーガニックミルクあるいはオーガニックビーフを位置付けるということで、一部記述を拡充させていただいているところでございます。

それから、11 ページを御覧いただきたいと思います。11 ページは自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成という点でございます。

次の 12 ページを御覧いただきたいと思います。12 ページの記述のところでございますが、 のエでございます。このところに、前回、トウモロコシの記述を加えてはという

アンダーライン抜けておりますけれども 、ございましたので、新技術を活用したトウモロコシ生産の拡大という記述を入れさせていただいております。

また、キのところでございます。自給飼料生産を考える場合には、農地政策との関連性も位置付けるべきではないかという御意見がありましたことを踏まえまして、飼料作物生産農家への農地の集積・団地化の推進という記述を加えさせていただいております。

それから、13 ページ、(3) でございます。これもアンダーライン部分でございます。前回、良質粗飼料をアウトソーシングによって作るという視点を加えるべきという意見を踏まえて記述を拡充させていただいております。それから、先程申し上げましたように、このページの(4) のところ、放牧関係で一項新しく立てさせていただいておるということでございます。

4 番の畜産物に係る安全・安心の確保の点でございます。ポイントの欄にアンダーラインを引いてございますが、前回、安心の観点についての記述を書き込む必要という御意見がありましたことを踏まえまして、ポイントの欄にも安心関係の記述を位置づけさせていただいておるというところでございます。

それから、14 ページにまいりまして、 のところでございますけれども、アンダーラインの部分です。前回、農家の段階での安全性チェックあるいは記帳についてもっと書き込めないかという御意見がございました。そういったものを受けまして、生産の各段階における管理及び記録により生産段階での畜産物の安全性を確保する衛生管理ガイドラインについて云々という記述を拡充させていただいた次第でございます。

続きまして、14 ページの後半から 15 ページにかけてでございます。これは飼料並びに飼料添加物に関する規制の概要でございます。さらには、 で動物医薬品に関する薬事法関係の記述でございます。こちらにつきましては、前回案から事務局で精査を加えまして、よりわかりやすい表現にいたすという観点から文章を工夫させていただいて、拡充をさせ

ていただいております。

それから、15 ページ下のトレーサビリティのところは、先程申し上げましたように、位置付けの場所を変更させていただいたということでございます。

それから、16 ページ真ん中から食育関係の記述に入るわけでございます。16 ページ下から 17 ページ始めにかけて、前回、生産者と消費者のパートナーシップの構築や協同連携等を図ることによる健全なニーズを育てるとの観点を示せないかという御意見を踏まえまして、ここに書いてありますように、「こうした中で、平常時からのリスクコミュニケーションや生産現場での体験等を通じて生産者と消費者のパートナーシップを深め、消費者が栄養バランスの観点から流通、生産、環境の観点までの幅広い視点をもって食品を選択できるような健全なニーズを育てるとの関係から」という文章を追加させていただいております。

さらに、17 ページ、ア、イ、ウ、エとありますけれども、このウの部分でございます。前回、双方向の情報交流が重要という意見、あるいは食料・農業・生活のバランスの取れた双方向の理解ということを書き込めないかという御意見がございましたことを受けて、ウの部分について記述を充実させていただいております。

また、カの部分でございます。前回、家庭のみならず地域における食育を考えるべきという御意見を受けまして、記述を追加させていただいているところでございます。

6 番の家畜排せつ物関係でございますが、記述については基本的に大きな変更はございません。なお、18 ページの(3)環境規範の導入のところにつきましては、先程申し上げましたように、飼料生産分と家畜生産分について、記述を一本化させていただいております。

それから、7 番、家畜改良の推進、新技術の開発・普及の点につきましては、18 ページから 19 ページ、20 ページにかけて書いてございますが、1 点、20 ページ最初のところでございます。前回、バイオテクとの新技術については、正の面ばかりでなく、負の面もきちんと説明すべきという御意見を踏まえまして、こういった趣旨を書き込ませていただいております。

8 の流通飼料の安定的な供給につきましては、前回と記述としては変わっておりません。

21 ページからが第 2 の需要見通し、生産の目標という欄でございます。先程申し上げましたように、基本計画との整合性を図る必要がございますので、今日の段階では様式のみということで御提示をさせていただいております。これが 21、22、23 ページまで続いております。

24 ページからが第 3、近代的な酪農経営、肉用牛経営の基本的指標ということでございます。この文章につきましては、前回お示ししました考え方を書かせていただいております。なお、資料 4 の方で具体的に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、24、25 ページ、27 ページをお開きいただきたいと思います。

27 ページからが集乳、乳牛の合理化、肉用牛流通の合理化という点でございます。本文でございますが、28 ページをお開きいただきたいと思います。後程資料 5 で詳細御説明をいたしますけれども、集送乳経費の合理化目標の数値を入れております。

また、28 ページ、(2)の部分でございます。前回の御議論を踏まえまして、乳業再編の考え方を少し明確に書かせていただいております。「WTO 農業交渉や EPA 交渉が進

められる中で、今後、国産品との品質格差が小さく、価格面で優位性のある外国産の脱脂粉乳、バター等の乳製品の輸入圧力の増大が想定されることから、乳業の合理化及び経営体質の一層の強化を通じて国際競争力の強化を図ることが喫緊の課題」という考え方を示させていただいております。

次のページ以下、乳業の製造販売コスト、乳製品工場数の目標について数値を入れさせていただいております。さらに、30 ページ、飲用牛乳工場、さらに脱脂粉乳工場におけるHACCP目標も、数値目標を入れさせていただいております。

それから、30 ページ真ん中、(3)の部分でございます。のところでございますけれども、前回、液状乳製品なりの位置付けをもっと明確に書くべきではないかという御意見を踏まえまして、ここにありますように、飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳は鮮度が重視されるため、国産品の輸入品との競合度合いが小さく、また国際価格と国内価格の差が比較的小さいチーズは、国産品が輸入品と価格面で競争し得る余地があるという考え方を整理させていただき、こうしたことを踏まえ、国際化の進展に対応し得る構造を確立するという記述につなげておるところでございます。

それから、31 ページ、2 番の肉用牛、牛肉の流通の合理化の点でございます。こちらについては、本文につきましては前回と基本的に変わっておりませんが、家畜市場の取引頭数の目標並びに、32 ページにあります食肉処理施設 1 日当たりの処理頭数等についての数値目標を入れさせていただいております。

以上が資料 3 - 2 でございます。

続きまして、資料 4 を御覧いただきたいと思っております。先程第 3 のところで、後程詳細は御説明いたしますと申し上げた経営指標でございます。

今回の経営指標の考え方でございます。1 の(1)にございますように、主たる従事者が他産業並みの労働時間で、他産業並みの所得が確保できるための経営指標ということで、10 年程度後を目標に設定するという考え方でございます。

(2)として位置付けでございます。経営者にとっては立地条件、自己の経営の現状、品質・価格の市場のニーズを踏まえて選択・実現すべき経営の将来像として位置付ける。さらに、国、地方自治体にとっては望ましい酪農経営及び肉用牛経営の姿として位置付けるということでございます。

(3)でございますが、自給飼料基盤に立脚した循環型大家畜経営を確立するという視点に立ちまして、牛、土地、人の均衡を重視した経営指標という格好にさせていただいております。

なお、飼料生産につきましては、(4)にありますように、経営内だけでなく地域の水田あるいは野草地の活用、公共牧場の活用、あるいは外部化といったものも盛り込ませていただいております。

2 ページをお開きいただきたいと思っております。試算の前提条件でございます。技術・装備の水準でございますが、10 年程度後には一般化する見通しである技術水準を折り込むということにさせていただいております。

また、生産資材価格につきましては、直近年の統計調査の調査値を基準として、今後のコスト低下という効果を見込むという形で織り込ませていただいております。

価格につきましては、(3)にございますように、最近の販売価格を前提とする。

それから、(4) 労働力でございますが、主たる従事者は 2000 時間、補助的従事者は 1200 時間を上限とし、不足する労働時間は雇用により確保という前提でございます。

また、(5) 飼料生産でございますが、コントラクターの活用や耕畜連携により可能な限り経営内で自給するというを基本といたしまして、経営あるいは地域の気象条件・土地条件を勘案して設定するというにしております。

それから、(6) でございますが、所得ということで、主たる従事者 1 人当たりの生涯所得は他産業並みの生涯所得を前提に計算をしております。

具体的には 3 ページから 5 ページにかけて記載してございます。3 ページ目が酪農関係、8 類型を御用意させていただいております。1 番から 4 番が土地条件の制約が比較的小さい地域、主として北海道を想定いたしまして、第 1 の類型が 60 頭の繋ぎ・パイプラインで、集約放牧。第 2 類型が 80 頭、繋ぎ・パイプライン。第 3 の類型が 120 頭、フリーストール、ミルクパーラーで育成、公共育成牧場を活用する。第 4 の類型が法人経営、これは 3 戸協業法人を想定しておりますが、250 頭のフリーストール・ミルクパーラーという。この 4 類型を想定しております。

なお、下半分は検討中となっておりますが、こちらの方も基本計画の検討の一環といたしまして、5 年前の経営展望という形で 35 類型、畜産だけでなく、米とか野菜とか果樹の類型を示したわけでございますが、こちらの方の検討がなされておりますので、こちらの方との整合性を確保する必要があるということで、検討中の部分につきましては次回、3 月 1 日の企画部会でお示しをすることにさせていただきたいと思っております。

また、5 番、6 番、7 番、8 番が都府県でございます。それぞれ 40 頭の繋ぎ・パイプライン、80 頭の繋ぎ・パイプライン、120 頭のフリーバーン・パーラー、それから、法人経営といたしまして、協業経営として 200 頭のフリーバーン・パーラーを予定しておるわけでございます。

4 ページ目、これが繁殖経営でございます。1 番、2 番が北海道、3、4、5 番が都府県ということでございます。北海道につきましては、繁殖雌牛 50 頭規模、100 頭規模、いずれも家族経営を想定しております。都府県につきましては、30 頭規模の複合経営、4 類型が繁殖雌牛 80 頭規模、5 番目として、協業法人という形で繁殖雌牛 200 頭規模を想定しておるところでございます。

5 ページ目でございます。これは肥育でございます。肥育経営につきましては、第 1 類型が肉専用種肥育 150 頭規模、第 2 類型が 1 戸 1 法人という形で、肉専用種の繁殖・肥育一貫経営ということで、肥育牛 100 頭、繁殖牛 50 頭という規模を位置付けるということで検討しておるわけでございます。

3 番目でございますが、乳用種育成でございます。500 頭飼いで、うち乳用種 350 頭、交雑種 150 頭規模でございます。

4 番目でございますが、乳用種・交雑種肥育ということで、乳用種 150 頭、交雑種 100 頭という規模でございます。

5 番目といたしまして、これも 1 戸 1 法人でございますが、乳用種の肥育・育成の一貫経営ということで、肥育牛 400 頭、育成牛 160 頭という規模を考えておるところでございます。

経営指標につきましては、途中経過ということでございますけれども、今御説明したよ

うな方向で考えておるといふことでございます。

資料4につきまして、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、「集送乳及び乳業の合理化目標の設定について」、牛乳乳製品課長からお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。よろしくお願ひいたします。

集送乳の合理化及び乳業の合理化目標ということで、資料5 - 1と5 - 2に基づきまして御説明させていただきたいと思ひます。

まず資料5 - 1を御覧いただけますでしょうか。この1ページに趣旨が書いてございます。先程基本方針の枠組みについて御説明した際にもありましたように、国際化への対応を考えていく上で、生産だけではなく流通・加工の面でも生産コストの低減を図っていく必要があるということで、1の(1)の にありますように、今回は新たな試みといたしまして、生乳の流通コストの削減を図っていききたいということを考えてございます。

また、 にございますように、従来から目標を設定しておりますけれども、乳製品及び飲用牛乳につきまして、製造・販売コストの削減を図る。そのための条件整備として、工場の再編、合理化を進めていただくということについて目標を設定してございます。

また、(2)にございますように、そういった乳業の再編、合理化を進めるに当たりましても、食の安全に対する消費者ニーズの高まりにこたえていくために、HACCP手法の導入について取り組んでいただく必要があるということで、従来、飲用牛乳につきまして、その目標を設定しておりましたが、今回は新たに脱脂粉乳を製造する乳業工場につきましても目標を設定して取り組んでいただきたいと思いますと考えてございます。

2以下、具体的にどのような形で目標を設定しているのかということが書いてございます。5 - 2の資料も使ひまして順次、御説明したいと思ひます。

まず、集送乳の合理化でございます。1ページの下、2の1)の(1)にございますように、指定団体における集送乳等経費の現状に対する比率を示すということで、目標を平成27年度に置きまして、現状の7割から9割の水準まで削減していただきたい。

1ページお開けいただきまして、2ページでございます。ここで集送乳等経費と申しますのは、注1にございますように、指定団体におけます集送乳経費、タンクローリー等の経費でございますとか、各販売手数料、農協等が徴収している販売手数料、それから、クーラーステーションの管理経費、生乳の品質の検査の手数料の総称として考えてございます。

具体的にどのような形で設定するかということにつきましては、その下の(2)にございますように、各指定団体における生乳流通及び経費控除の現状を踏まえて、以下、実現可能な経費水準として一定の幅をもって示すということでございます。

具体的にどのような考え方で7割から9割の目標を設定しているかということにつきまして、恐縮でございますが、資料5 - 2に基づきまして御説明したいと思ひます。5 - 2を御用意いただけますでしょうか。

5 - 2の1ページでございます。左に現状のグラフがございます。横軸が集送乳等経費の水準でございますして、縦軸が、それぞれ経費を徴収しています県酪連等の県会員の数を示してございます。

これを見ていただきますと、平均でキロ 8.6 円徴収しているという現状でございます。また、最頻値、一番高いところが 7.5 円でございます。また、右の方に連続性なく飛んでいるところがございます。こういったところは、まだ合理化に取り組めていない地域ではないかと私どもは考えてございます。さらに、最頻値 7.5 円キログラムの部分に、それよりも低い地域は相当程度合理化が進んでいる地域と、それを上回っている地域、具体的には 7.5 円から 11.5 円と、この辺については一定程度合理化が進んでいるんですが、まだ十分ではない地域と、一応、その 3 つのグループに分けて、目標を設定していきたい。

具体的にどういう考え方で設定したかというのは右下の枠の中に入っております。一番下、11.5 円以上、30%削減。これについては、離れて飛んでいる 2 つの県がございますが、ここについては、最頻値から 11.5 円までの真ん中のグループの平均までは削減していただけないかなという考え方。

それから、真ん中のグループ、一定程度合理化が進んでいるが、まだ削減余地があるところについては、一番進んでいる地域と真ん中のグループの半分ぐらいまでは合理化が進むのではないかと。

それから、現在最頻値を下回っている、相当程度合理化が進んでいる地域については、さらなる合理化努力の改善によって 1 割程度の削減が可能ではないかということで、中央にありますように、集送乳等経費の水準に応じた経費の削減を図っていただくということで、現状の 7 割から 9 割という数値を設定したわけです。

その結果、それぞれが削減に取り組んでいただきますと、右のグラフのような形で経費の水準の分布になるということでございます。7 割から 9 割の削減は、具体的にどういう手法で削減できるのかということを解説した資料が資料 5 - 2 の 2 ページです。

これは非常に簡単に書いていますけども、例えば単位農協という一番左のところの中に、組織の再編・協業化ということがあります。これまでの農協の再編・統合等で集送乳合理化に取り組んでいただく地域がありまして、それを検証しますと、ここに記載されているような削減が実現されているということです。

それから、真ん中の県連等というところに、クーラステーションの再編整備ということで、事例で 30%とあります。これも事例からですが、従来、小規模なクーラステーションで、なおかつ稼働率が低いといったものを抱えている団体がありますけど、そういったところがクーラステーションを大規模化して、稼働率を高めていくことによって 3 割程度、改善できるのではないかとか、ローリーの大型化については、小さなタンクローリーで生乳の集送乳を行っていたものを大規模化していくことによって、2 割程度削減できるのではないかとか、また一番右側の指定団体のところにありますように、配乳権を指定団体に一元化することによって、遠距離の輸送距離の短縮が図られるということで、25%削減できるんじゃないかとか、また個々の農協が個別に契約したものを一元化することによって一定程度経費が削減できるということで、例示してございます。詳しくは参考資料を別途用意してございますので、そこに事例なり試算の根拠が記されています。こういった形をそれぞれの地域の実情に合わせて組み合わせていただくことによって、先程御説明したような経費削減ができるかと考えています。

3 ページをお開けいただけますでしょうか。そういった手法で経費削減に取り組んでい

ただくわけでございますけれども、具体的に指定団体の取り組みと国の指導・支援を整理したのが、この表でございます。

指定団体におかれましては、現在、中期計画を策定いたしまして、指定団体が、その機能を強化して、集送乳路線の削減とかを行っていくための条件整備に取り組んでいただいております。具体的には、現在、県段階の団体にある集送乳の機能をブロック単位の指定団体に集約化して、錯綜した集送乳路線を合理化していくための条件を整備していくとか、現在の集送乳コストの実態を把握し、そのコスト分析をして合理化方針を策定していく。

それから、 の情報公開ですが、集送乳経費の削減の中で大きな要素としまして、農協組織の合理化が大事ですので、その合理化を図っていくためには、酪農家個人個人に十分な情報を提供して理解を得ながら進めていく必要があるということで、情報公開は必須の要素ではないかなと考えています。

さらに、集送乳コスト削減を図っていく上で、生乳の品質検査が域内で均一化されていませんと、集送乳路線の合理化ができませんので、検査体制を広域化したり、クーラーステーション再編整備をするということも大事ではないかと。

それに対しまして、国といたしましても、指定団体に対して適宜、指導・助言をするなり、集送乳コストの実態を調査し、その中期目標の達成状況を把握するなり、また私どもいろいろな事業でクーラーステーションの整備とかそういったものもやっておりますので、そういった面でも支援しながら、それぞれがそれぞれの役割を的確に果たして集送乳のコストの削減を図っていきたいと考えてございます。

そういった形で、この目標が達成されることによって、中間的な流通経費が削減されて、ひいては国際競争力の強化につながるということに加えて、生乳の品質の向上でございますとか、指定団体を中心とした需給調整機能の強化が図られるのではないかと考えている次第です。

戻りまして恐縮でございますが、乳業の合理化の指標につきまして、資料5 - 1の2ページをお開けいただけますでしょうか。資料5 - 1の2ページの中段以下でございます。

乳業の合理化のところでございます。従前から、現行の基本方針にもこの目標が設定されておりますけれども、これまでの実施状況を検証した上で、以下申し上げるような目標を設定してございます。

乳製品の製造販売コストにつきましては、10年後に現状の8割程度を目指していきたいと考えてございます。また、ページをお開けいただきまして、そういったコスト削減を実現するための条件といたしまして、乳業工場の再編も進めていく必要があるということで、3ページの中段の表にございますように、乳製品工場については現状の7、8割、飲用乳工場については現状の8割程度と、全体として8割程度まで工場数の再編・合理化を進めていきたい。

なお付言しますと、イのところでございますように、本部会で、乳業の合理化について地域特産的なプラントは馴染まないのではないかと御指摘もございました。それについては、合理化目標は日量2トン以上の工場のみを対象とするという形で対応してございます。

さらに、3ページの下段でございますけれども、H A C C P手法の導入の促進ということで、飲用乳工場につきましては、全工場のうちから9割以上の工場でH A C C Pの取得

を目標に設定していきたいと考えてございます。

また、ページを開けていただきまして、4ページの上でございますが、平成16年度から脱脂粉乳を製造する乳業工場につきまして、HACCPの承認が取得可能になりました。今回、新たに目標設定するわけでございますけれども、日量20トン以上の工場を対象といたしまして、目標年次においては8割以上の工場がHACCPを取得するという目標を設定したいと考えてございます。

戻って恐縮でございますが、乳業の合理化につきまして、現行目標の達成状況も含めて整理した資料を用意していますので、資料5-2の4ページをお開けいただけますでしょうか。

ここに乳製品と飲用牛乳の製造販売コストの目標の達成状況と、新たな現行目標、新たな目標をグラフで整理しています。例えば左の2つのグラフでございますが、これがバター・脱脂粉乳の製造販売経費の推移でございます。

現行の目標は7割から8割の水準ということでございますが、減少傾向では推移していますが、目標の趨勢にはまだ及ばない状況です。現在の達成状況とか、今後の乳業工場の再編を見込みまして、新しい計画におきましては8割の水準まで削減という目標を立てさせていただきたいということです。

また、右上のグラフが飲用牛乳の製造販売経費ですが、これについては現行目標に添う形で推移しています。引き続き、同様の目標を設定いたしまして、さらなるコスト削減に取り組んでいただきたいと思います。

これらの目標につきましては、乳業工場の再編をベースといたしまして、さらにさまざまな製造技術の革新も折り込んで実現可能な水準として設定させていただいているということです。

続きまして、5ページでございます。工場数の目標です。点線の部分が、いずれも現行目標ですが、現行目標を上回る形で再編が進んでいます。引き続き、製造コストの削減のために再編を進めていただくことが必要であると考えています。

ただ、乳製品工場につきましては、工場数の削減はなされておりますけれども、先程御説明しましたように、コスト面では十分削減されていないということです。それについては、さらなるコスト削減に結び付くような再編を進めていただきたい。

一方で、乳製品工場もかなり数が少なくなってきておりまして、特に都府県の余乳工場等は、さらなる削減は困難という形ですので、北海道を中心に乳製品工場の再編を進めるということで、この目標を設定している次第です。

最後に6ページ、HACCPの取得目標です。左のグラフが飲用牛乳工場におけるHACCP取得割合です。現在、約6割を超える水準です。現行目標が7割ということでございますので、はるかに超える大変よい状況になっています。27年度におきましては、これを9割の水準まで達成したい。

右の表にありますように、大規模工場ほど取得率が高いという形になっています。仮に9割の水準を達成していただきますと、生乳処理場でいえば、99%以上の生乳がHACCP承認工場で処理されることとなり、生産の大宗がHACCP工場の施設のもとで処理されるということが可能になるということです。

また、脱脂粉乳の製造工場におけるHACCP取得につきましては、16年から制度化

は発足したばかりでございますが、各乳業、申請中のところもございますが、現在承認されているところはございません。10年後におきましては、80%までH A C C Pの取得をしていただきたい。80%の工場で取得していただければ、生乳ベースでいえば、99%以上がH A C C P取得工場によって処理されることが可能になるということです。

以上でございます。ありがとうございました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、「肉用牛及び牛肉の流通の合理化目標の設定について」、これは食肉鶏卵課長からお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。

恐縮でございますが、資料6 - 2の2枚紙を御覧いただきたいと思います。食肉関係でも流通の拠点となります家畜市場と食肉市場施設の2つにつきまして、目標を掲げることとしていただいております。資料6 - 2の右側を御覧いただきたいと思います。

目標年度、27年度でございますが、家畜市場につきましては、年間取引頭数3,500頭、開催日1日当たりの平均取引頭数250頭ということで、注書きにございますが、1万頭以上の規模の大きなところ、あるいは離島については対象からは外しておりますが、こうした目標を作りたいと考えております。

その根拠でございますが、その下の規模別の年間取引頭数を御覧いただきたいと思っております。先程申し上げましたように、1万頭以上はかなりの頭数になっておりますので、ここは私どもも結構だと思っております。1万頭未満のところを御覧いただきたいのですが、平成14年でございますが、現行では3,076頭の取引頭数になっております。3,076頭という頭数につきましては、現行の計画では22年目標で3,000頭という目標になっておりますので、取引頭数につきましては、既にこの目標を到達しているところでございます。

しかしながら、右側の方を御覧いただきたいのですが、1日当たりの平均取引頭数は156日ということになっているわけでございますが、この目標につきましては、22年目標では250頭という目標数字になっている関係上、まだ1日当たりの取引頭数は達成しておりません。

これは規模拡大といえますか、統廃合が進んでおりまして、下のグラフを御覧いただきたいのですが、棒グラフにありますように、年間の取引頭数はだんだん上がってきているわけでございますが、開催日も結構増えている関係上、どうしても1日当たりの平均取引頭数は増えなくて、250頭に対しまして156頭になっております。

今後の目標でございますが、私、申し上げましたように、既に年間の取引頭数は3,000頭いっておりますので、今までのトレンドから導きまして、年間取引頭数は3,500頭以上になるだろう。また、1日当たりの平均取引頭数については、先程申し上げましたように、目標をまだ達成しておりませんものですから、250頭の目標を置く必要があるだろうということで、資料6 - 2の1ページにございますように、家畜市場の取引頭数の目標については、以上のようなことで、こうした数字としたらいかがかというふうに考えているところでございます。

続きまして、食肉処理施設でございます。これにつきましては、2ページの右側の真ん中のところに、処理頭数の目標ということで、1日当たりの処理頭数、これは豚換算でございますが、500頭以上、稼働率80%、1日当たりの処理能力625頭以上というふうに今

回、目標として数字を置いたらいかかかと考えているところでございます。

この根拠でございます。まず参考でございます1日当たりの処理能力625頭のところの関係で申し上げますと、上の処理能力別稼働率等ということで、一番上の丸の表がございます。そこで現在の合計の欄を御覧いただきたいのですが、232の食肉処理施設があるわけでございますが、平均の処理能力は1日605頭ということになっております。現行の数字は、22年の現行の目標の場合には500頭という目標を置いておったわけですが、平均処理能力については605頭ということで、これまた目標を上回っております、既にこの目標は到達されたというふうに我々、考えているところでございます。

しかしながら、一番上のグラフの平均処理頭数375頭になっておるわけですが、目標は400頭ということになっておりまして、平均処理頭数については、若干目標を達成していない。また、稼働率については現在、大体6割になっているわけでございますが、この目標が8割になっておりまして、処理能力はございますが、稼働率がまだまだ上がっていないという現状になっております。

そうしたことを総合的に勘案しまして、平均処理能力は600頭以上になっておりますので、これをベースといたしまして、稼働率をできるだけ上げるようにすると、統廃合か何かが中心になるわけでございますが、これによりまして、1日当たりの処理能力については現在よりも増えますから、625頭という数字になるかと思えます。あと稼働率を80%以上となりますと、掛け合わせますと、大体480頭、500頭近くの数字になりますものから、1日当たりの処理頭数については、今後はこれを目標といたしまして、500頭以上ということで、こうした数字を一定目標としたらどうかということで考えているところでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料の説明としては最後になるかと思いますが、「新たな基本計画における食料自給率目標について」、畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 資料7につきまして御説明をさせていただきます。

この資料は、資料の冒頭にも書いてございますが、先週金曜日に本審企画部会で御議論をいただいた資料でございます。ですから、本審の検討状況の御紹介ということでございます。

表紙と目次をおめくりいただいて、1ページを御覧いただきたいと思えます。今回の食料自給率の検討でございますが、5年前の基本計画において設定した自給率向上に向けた取り組みを検証し、その上で課題を設定して、その課題を解決するためにはどうしたらいいかという観点からアプローチをしていくということが1ページに書いてございます。

2ページをお開きいただきたいと思えます。消費面の課題でございます。右側の箱を御覧いただきますと、食生活指針を作ったものの、なかなか具体的な行動に結び付いていないとか、消費拡大運動が年齢別、世帯別のライフスタイルの変化についていけてないのではないかと、あるいは品質、安全性というものについて、輸入品に比べての有利性が十分発揮されていないのではないかとということが議論されております。

また、3ページ目をお開きいただきますと、生産面の現状と課題、右側でございます。品質・価格・供給の安定といった面で、消費者や実需者のニーズが生産者に十分に伝わっ

ていないのではないかと、飼料生産、作物生産においては耕畜連携が必ずしも十分になされていないのではないかと、さらに真ん中の箱ですが、食品産業に対して国産のメリットを十分に説得的に提示できていないのではないかと、さらに農地利用の面につきましては担い手の育成・確保が不十分である、さらに効率的な農地利用が実現しておらずに、不作付地あるいは耕作放棄地が増加しているということになっているのではないかとというのが課題でございます。

しからは、こういった課題を受けまして、4ページ目は消費面でどういうところに重点を置いたらいいのかというものでございます。下の表の左側を御覧いただきますと、3つの柱が書いてございます。1つはよりわかりやすい実践的な食育と地産地消の全国展開、2つ目として米を始めとした農産物の消費拡大の推進、3つ目として国産品に対する消費者の信頼の確保という、この3つのことに重点的に取り組むべきではないかということでございます。

また、5ページ目が生産に関して重点的に取り組むべき課題でございます。これも左側を御覧いただきますと、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、あるいは食品産業と農業の連携強化、効率的な農地利用の推進といった観点から、重点的な取り組みを行うべきではないかということが検討されております。

さらに6ページ目でございます。主要品目につきまして、生産面での課題、それから対応方向を整理したものでございます。

表の一番の下の欄に畜産物がございまして、課題といたしましては、品目の特性に応じた経営体質強化、業務用、加工用需要や輸入品との競合に対応した生産・供給体制の確立、あるいは、転作田、低・未利用地等を活用した飼料作物生産拡大と生産コストの低減とございまして、右側、対応方向としては、担い手の育成・確保ということで、新規就農の促進あるいは離農跡地の円滑な経営継承、輸入品への対抗ということで生乳クリーム、チーズ等向けの生乳供給の拡大あるいは高付加価値化、さらには耕畜連携による稲発酵粗飼料の拡大あるいは稲わらの利用拡大、さらには耕作放棄地等での放牧の推進といったものが挙げられております。

7ページをお開きいただきたいと思います。関係者による取り組みの促進ということで、地域において一人一人が身近な問題として自給率をとらまえていただくよう、都道府県別あるいは市町村別の自給率ということの設定も促進してはどうかということが議論されております。

8ページ、9ページは自給率の物差しとしてどのようなものがあるかということでございます。1つは品目別自給率、2つ目に穀物自給率でございます。

9ページ目を御覧いただきますと、カロリーベースと金額ベースと書いてございます。カロリーベースにつきましては、人間が必要とするエネルギー、どれだけ自給できているかということを知る物差しとしては非常に有効でございますけれども、飼料自給率を考慮する畜産物あるいはカロリーが低い野菜、果実の生産活動がなかなか反映されにくいという面がある。

それから、金額ベースでございますけど、畜産物、野菜、果実の付加価値が反映されるという反面、価格変動あるいは為替変動に左右されるという面があるということが記載されております。

こういったことを踏まえて今回、基本計画でどういう物差しを使うかということが決められ、なおかつ具体的な水準が、この3月に向けて議論されていくことになっております。

11 ページ以下につきましては、食料供給力ということで、自給率と直接関係いたしませんので、恐縮でございますが、説明は省略をさせていただきます。

資料7につきましては以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで若干休憩を取りまして、その後で意見交換の時間を持ちたいと思います。

正面の時計で、恐縮ですが、2時40分まで5分間、非常に短時間でございますけれども、休憩を取りたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

意 見 交 換

生源寺部会長 再開いたしたいと思います。

先程事務局から一連の御説明があったわけでございます。この御説明を踏まえまして、御意見のある方から伺いたいと思います。

今日は、特にこのパーツ、このパーツという形で分けることはしないで、どの点からでも御指摘、御意見をいただければありがたいと思います。どなたからでも結構でございます。挙手をお願いいたします。

大野委員、どうぞ。

大野委員 食の安全の問題ですが、資料3 - 2の14ページにも、附せんの部分ですね、アンダーラインの部分、加えていただいたと思うんですが、農畜産物及び生乳の出荷段階において、暫定基準が策定された農薬や動物用医薬品が残留していないかどうかの検査を実施していただく。また、検査結果の公表あるいは、少なくとも使用実態の公表をぜひ義務化していただきたい。このように考えます。

次の15ページに、流通段階における安全性の確保というふうにあります。この流通段階というのがよくわからないんですが、ここは加工メーカーにおけることが主体的に書かれているようなんですが、フードチェーンを構成する小売店ですとか、2次加工業者、あるいは外食産業、あるいは学校、職域、病院というところにおける温度管理、適切な管理あるいは記録というものがきちんと行われないと、幾ら農家の皆さん方が立派な農産物を作っていただいても、あるいは我々が注意をして製品を作っても、本当の意味で食品の安全管理が行われたいのではないかなど、こんなふうに考えております。

それから、国際化等に対応するための乳製品工場の統廃合、あるいはコスト削減の問題であります。牛乳・乳製品の需要拡大、あるいは乳業工場、特に乳製品工場の再編・合理化、コスト低減をこれから検討するに当たりまして、特に北海道における液状乳製品、発酵乳及び限度数量枠外にあるチーズ向け原料乳の数量的な確保と国際競争力のある乳価での取引ができる政策をお示しいただくとありがたい。

続いて、同じようなことなんですが、乳製品工場の再編・合理化の目標が示されているわけでございますが、乳業工場の場合、ほとんどが私企業と申しますか、プライベートの

会社でありまして、それぞれが生存に向けて一生懸命努力をしているわけでございます。これに、いわゆる削減目標を示すのはいかがなものかなと、そんな点を考えております。

以上ですね、3 - 2について意見を述べさせていただきました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

通常のように、何人かの委員の方からの御発言を受けて、事務局からお話をいただくような形でいきたいと思っております。

その他、いかがでございましょうか。

竹林委員、その後、平井委員、お願いいたします。

竹林委員 今、大野委員から、酪農と生乳生産の関係の発言がございましたので、私の方からも、その点について触れさせていただきたいと思っております。

資料3 - 2の30ページでございます。真ん中あたりの(3)の消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要拡大ということで、今回のアンダーラインの部分が加筆されたと先程説明ございました。

特にチーズについてお話をさせていただきたいのですけれども、ここで特にチーズに着目して製造コストの低減とか需要拡大を推進することを今回、盛り込まれたようでも、大変重要な事項を盛り込まれたと思ってございます。

酪農の生産にとっては安定的に搾れることが何よりも大切でありまして、そのためにはチーズ向けの生乳の需要を確保していくというのは重要な課題だと思っております。また、チーズは年間の生乳換算で260万トンでしたか、相当な量が輸入されているわけでありまして、チーズの生産を伸ばすことは品目別の自給率を高める上でも必要なことだと思っております。生産者は原料乳の安定供給という立場で、乳業の方々は製造体制の強化という観点で、そして、それらを後押しする行政の役割と、それぞれが役割を果たしながら取り組んでいくことが必要だと思っております。

それから、同じパートになりますけれども、31ページに移りましてで、生乳取引の基準の見直しについての記載がございます。ここでは、必要に応じて、それぞれの取引基準とか運用の見直しを行うというふうに記載されております。これ自体は異存ないわけでございますけれども、品質の高い生乳の供給というのは、食の安全・安心という観点、さらには国際化にも対応できる安定的な需要を確保する上でも、一番基本となる部分だと思っております。

この中では、体細胞数の削減基準の問題についても触れられておりますけれども、北海道内では、これについて取り組みを一層強めなければならないという機運が高まってございまして、具体的な対策、対応も検討されているところでございます。体細胞の問題については、規制のかかわりの中で、生産者に過度な負担とか、乳牛改良への影響とかが指摘されているところでありますけれども、より高品質な生乳生産に向けた生産現場の努力とか取り組みの動きにも配慮された検討を望みたいと思っております。

もう一点、このパートとは違うんですけれども、資料3 - 2の21ページ以降で、生産にかかわる数値目標の設定のところなんです。数値自体についてはかなりの部分が、現時点では、検討が進められております基本計画との整合性に配慮しながら整理していくということになっております。

これまでも酪肉基本計画の数値目標は、国全体としての目指すべき方向とか、あるべき

姿という点を考慮されて設定されていると承知してございます。これについては異存ないわけなんですけれども、これらの数値を地域段階とか現場にブレークダウンしていく際には、最近の動向とか地域の実情を考慮していく必要があると考えておりますので、1つの課題として申し上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平井委員、どうぞ。

平井委員 私ども流通業者の中で、昨年12月1日からトレーサビリティが本格的に携わったんですが、この中で安全・安心ということいろいろ頑張っておりますけれども、その検索によって消費者が検索すると、種類に、F1表示とか、肉専用牛とか、交雑種とか、こういうふうな表示が出るわけです。また、それを引っくるめてホルスタイン肉用牛、あるいは国産牛肉で表示よろしいとか、1つの表示に広範囲な表示で許されているわけなんです。我々も説明に困る場合と、消費者の皆さんも検索して、交雑種とF1はどこが違うんだろうとか、あるいは肉専用牛と交雑種はどこが違うんですかとかというような問題が出てきております。

これはHACCP、JAS、トレーサビリティによって全部含まれた中の問題に差しかかってきておるわけなんです。この辺、何とかここまで来たんだから、もっと簡素化していただけるような方法、いわゆる交雑種であればいいとかですね、これは生産者の皆さんからも出ておるわけです。

生産者の方も最初から素牛導入のときに表示をちゃんと登録しますと、育成の方がF1、肥育農家が交雑種という、全部違ってくるわけです。この辺も加えて考慮していただいて、交雑種なら交雑種というふうな一元化を図っていただけないものだろうかということ、を1つ提案させていただきたい。

それだけです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、どうぞ。

岸委員 先程竹林委員がおっしゃった後段と重複するのかもしれませんが、資料3-2の目標、長期見通しのところですね。もちろん全体の量等は、これから本審会の方で出されるわけなんですけれども、竹林さんがおっしゃったように、ブロック別に分けていくわけですね、そのときの基本的な考え方みたいなものですね。つまり、今までの傾向でやっていくつもりなのか、それとも何らかの意図をもって割合を決めていくのか、その辺のお考えの基本的な部分だけでもお話しいただくとありがたいと思うんです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

幾つか御質問あるいは御意見があったかと思っておりますので、担当の方からお答えいただければと思います。

松島牛乳乳製品課長 大野委員、竹林委員から酪農、乳業に関しまして御質問がございましたので、一つ一つお答えしたいと思います。

まず、大野委員から、食の安全の確保という観点から、生産者、また乳業だけではなくて、小売ですとか、2次加工業者とか、外食産業といったその後の流通も含めて安全性に配慮が必要ではないかという御提議がございました。

まさにおっしゃるとおりで、生産段階、また加工段階で、いかに安全な製品が供給されても、その後の流通段階で適切な管理が行われなければ、全体として食の安全は確保できないということだろうと思っています。

ただ、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針がカバーしていますのが酪農生産と乳業ということでございますので、こういう形で目標を示させていただいています。基本的な認識はおっしゃるとおりだと思っています。

それから、大野委員から、牛乳乳製品の需要拡大を進めていく上で、生乳の安定的な供給の確保なり、国際競争力のある価格での提供ということが必要ではないかという問題提起がございました。

まさに国際競争力ある価格で消費者に提供するという観点から、当然、そういったものも課題としてあるわけでございますけれども、生乳供給数量なり価格につきましては、生産者と乳業者での私的な契約の内容ということでございますので、私どもとしましては、昨年6月の審議会でも御説明したと思いますが、生クリームですとか、チーズや発酵乳向けの需要を拡大するという観点から、そういったものに仕向けられる生乳が飲用牛乳よりも価格が低く取り引きされているという実態も勘案しまして、キロ当たり一定額の奨励金を交付するという形で、そういう取り組みが生産者と乳業者の間で円滑に進むように御支援申し上げているということでございます。

同じく大野委員から、乳業の再編合理化の目標について、私的企業なので削減目標を示すのはいかななものかという御指摘がございました。私どもが示していますのは乳業全体の目標ということで、特定の企業でそれぞれこの目標を達成してほしいということではございません。もちろん合理化が進んでいる企業もあれば、これからさらなる合理化の余地がある企業もいろいろあるかと思っています。

他方、国際競争力を高めるためには、再編合理化を進めてコストの削減をしていくという方向性については御異論がないところではないかと思っていますので、そういう目標だということを踏まえて、引き続き乳業界でも取り組んでいただければと思っています。

それから、竹林委員から、基本方針の資料の30ページの記述に関しまして、チーズの需要拡大が大事なのではないかという御指摘がございました。私どもは、国際化対応を考えていく上で、大きな2つの柱を考えております。

1つは、先程来、議論がなっています生産コストの削減と、もう1つは国際化に対応し得る需要構造を作っていくということでございます。その中で、ここにも記載ございますように、飲用牛乳ですとか、生クリームというのは生鮮品でございますので、貿易に適さないということで、こういったものの需要を確保していくということに加えて、チーズにつきましては現在、関税率も3割を切るような形で貿易されておりますし、国産と輸入品の価格差が小さいということで、十分国産品の需要を伸ばせる分野ではないかなと考えてございます。まさに、竹林委員のおっしゃるような方向で政策を進めていきたいと考えてございます。

最後に、竹林委員から、31ページの体細胞基準及び乳脂肪の基準についての北海道の取り組みも御紹介いただきながら御指摘がございました。これも生産者団体と乳業間の生乳取引の中の基準なものですから、私ども、こういう方向でということを上申するような立場にございませんが、まさに竹林委員がおっしゃるような、高品質な生乳を供給する

といったことも当然の要素として勘案しながら、それに要するコストを併せて考えていただき、どういった基準が適切なのかを御議論いただくということを問題提起しているということでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 衛生管理課からお願いします。

境薬事・飼料安全室長 大野委員から御質問のありました畜水産物への医薬品残留の点についてお答えさせていただきます。

国等が残留問題でモニタリング等を行っておりますが、基本的には、厚生労働省で毎年、牛乳も含めて、畜水産物につきましてモニタリング検査を行っております。その中で違反事例が見つかりましたら、直ちに私どもに御連絡が来ることになっております。それを受けて、都道府県の畜産部局がそのトレースを行って、原因となった畜産農家に立入検査をし、原因究明を図り、改善指導をするという、そういった流れになっております。

ただ、この医薬品残留問題は生産段階できちっと残留しないということが守られない限り、畜水産物の安全・安心は確保できないわけでございます。そういった意味では、14ページに書いておりますように、私どもとしては、生産者にも家伝法に基づきます飼養衛生管理基準を義務づけますとともに、併せまして、HACCPの考え方に基づいて、きちっとした生産を確保しようということで、危害を特定した上で、例えば乳房炎ならば明確に牛を区分した上で、最後に搾って廃棄するとか、それぞれチェックする、あるいは自主的にモニタリングをする。そういう仕組みを導入することを進めているわけでございます。

そういった意味では、生産者に自分の生産物としての安全の確保に責任を持たせるということは最も重要だろうと思っております。自主的な検査としましては、現在は農協組織等が乳業におさめる前に検査をしておるといふふうに承知しております。

また、使用実態につきましては、個別の生産者の実態は把握できておりませんけれども、一昨年、薬事法に基づきます省令を改正いたしまして、使用規制対象医薬品につきましては生産者が使用した場合の記帳することの努力規定を設けておりまして、そういったHACCPの考え方に基づく対応ができるように進めておるところでございます。

また、全体的な医薬品の使用量につきましては、私ども薬事・飼料安全室の方で、年間の抗菌性物質等すべての医薬品の使用量を把握しておりまして、トータルとしての使用量は公表しております。

以上でございます。

生源寺部会長 畜産総合推進室長、お願いいたします。

川合畜産総合推進室長 竹林委員から御指摘がございました第2の生産数量の地域別の目標の設定については、地域別の動向を考慮すべきという御意見、それから、岸委員からお尋ねのございました地域別についてはどういう考え方で設定するのかと、この点でございます。

御案内のとおり、全国トータルの数字につきましては本審企画部会で自給率の議論とあわせて議論されることになっております。先程資料7の方でも御紹介いたしましたように、前回の基本計画における取り組みの検証と、これを踏まえて生産面における課題を設定すると、その課題を解決するために重点的に取り組むべき事項を明確化するという形で、それが解決された場合に実現されるものとして全国計が設定されるという方向になろうかと

思います。

その上で、地域別につきまして、近年の地域別の各経営の動向ですとか、飼料基盤の地域の格差、あるいは家畜能力の地域差といったものを総合的に考慮して設定していくことになろうかと思えます。今日いただいた御意見も踏まえまして、次回に向けまして地域別の数量をお示ししていきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 平井委員の御質問というか、要望の関係でございます。生産者あるいは消費者からの表示の要望につきましては、表示担当部局というのがあります。

資料3 - 2にございますが、14 ページをお開けいただきたいのですが、14 ページの(1)の でございます。生産段階における衛生管理の充実・強化という中で、 番で頭出ししているわけでございますが、表示を始めとして、畜産物への信頼、安心を確保していくということが非常に大事なわけでございます。 番に書いてございますように、平常時から、いろいろな問題が生じる前から、行政、生産者、消費者、関係事業者がいつも一緒になって的確なリスクコミュニケーションといいますが、情報交換を行うことが大事であると思っております。既に、本日は近藤委員もいらしておりますが、昨年10月から、インフルエンザ関係については、こういったことを始めております。

私ども、鳥インフルエンザだけではなくして、牛肉あるいは豚肉と、いろいろな畜産物がございますので、その際、生産者の皆様の現場の状況、事業者の皆様の今の状況、あるいは消費者の皆様の行政への要望、こういったものを常日ごろから把握していく必要があるかと思っております。こうした取り組みを今後、地道ではありますが、続けていきたいと思っております。

そうした中で、今おっしゃっていただいたように、確かにトレーサビリティが施行されて動いてきておりますが、その中でいろいろな問題点についても、よくお話を承りながら、改善すべきものは改善していくという姿勢で臨んでいきたいと考えているところでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員の御質問の関係で、現行の計画ではブロック別のもはございますか。ございませとすれば、そのときの考え方なりをお示しいただけると、ある程度、御質問に答えたことになるんじゃないかと思えます。

岸委員 今の計画がどんなふうにできたかということと、考え方ですよね。それから、それを変える必要があるかどうかということだと思ふんです。竹林委員のおっしゃったことは、地域性を加味してということですね。その辺がどうなのかという考え方をお話しただけであればいいんじゃないかと思ったんです。

生源寺部会長 もし何かあれば……。後程でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

岸委員 もし、今日無理ならば、次回のときには、その根拠という、しがつめらしくなりますけど、こういうわけでこういうふうになったんだということをきちんと御説明いただけるようにしていただければいいと思えます。

川合畜産総合推進室長 わかりました。次回、そのように御提示をさせていただきたい

と思います。

生源寺部会長 他にいかがでございましょうか。

福田委員、どうぞ。その後、今委員、さらに増田委員の順番で……。

福田委員 資料3 - 2ですけれども、今も話が一部出たんですが、14 ページに生産段階における衛生管理の話が出ております。今回、衛生管理ガイドラインに沿って衛生管理の充実をしていくんだという話が出ておりますが、乳業工場の取り組みでもわかるように、一定の規模の大きいところ、資本蓄積があるところの方が進んでいるわけですね。農家段階、生産段階でも恐らく取り組む条件というのはもっと厳しいと思うので、一定の規模等々がないと、こういうことに取り組むのは非常に厳しいのではないかと。

特に、このガイドラインのH A C C Pに上がっている中を見ても、すべてを一挙に解決するというのはなかなか難しいのではないかと。最低限すべきような点を挙げて、段階ごとに浸透していく、普及していくという手があるのではないかなと考えているところで、こういう指摘がこの中に盛り込まれましたので、考え方としてどうかなというふうに思っております。

もう一点は資料4の経営指標です。具体的な数字は今からの話のようすけれども、指標の考え方といいたいでしょうか、作る際の考え方ということでございます。

基本的には、いずれの畜種も、いわゆる土地基盤、自給飼料基盤を持ったというふうな経営になっているわけですが、この中で指標ごとに、例えば4ページあたりを見ていただいてもいいんですが、4ページの繁殖の指標なんですけれども、都府県を見ていただきますと、3あたりで放牧利用、4はコントラクター、5は放牧と、自給飼料基盤もどういふふうな形で依存していくかというのはタイプがあっただけかと思ってしまうんですが、こういう放牧ないしコントラクターの利用というところの形態は、どういうところで規定されているのかということをお教え願えればと思います。

あわせて、大きく立地条件が北海道と都府県というふうなことで、都府県の方は土地制約が大きい地域という書かれ方がしているわけですが、それでも、自給飼料基盤の面積は豊富にあるというふうには私はこれを見ております。もっと制約の厳しい地域があるような気がします。

そういった中での経営指標といいたいでしょうか、自給飼料基盤に依存しても、そもそも非常に大きな限界があるという地域が都府県にはもっともっとあると思うんです。そこは指標として俎上に上がらないというふうな考えでいいんだらうかという、その辺が疑問でございまして。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員、どうぞ。

今委員 私も酪農の経営指標のところちょっとお聞きしたいんですけども、北海道と都府県で同じ法人経営でもフリーストールとフリーバーンに分かれているところが何か意味があるのかということと、経産牛1頭当たりの乳量が出てこないことには、この指標はちょっと見づらいなと思います。

それと、資料3 - 2の18 ページに環境規範の導入という言葉が出てくるんですけども、どのような環境規範を策定するのか、その辺のところも私たち生産者としては気になることです。

それと、総合コントラクター化を推進するというところで、随分私もここで、酪農家はとにかく個人でやるのは大変だということをお話をしましたところ、たくさんそういうことが盛り込まれてうれしいと思うんですけども、最近、関係機関と連携しまして立ち上げに努力しているんですけども、残念なことに、当の生産者ですね、経営者の方が乗ってこないという実情も知ってほしいと思います。

やってやっているんだよと、こういうところに乗せて、どんどん話は進めているよということでも、生産者としては、そこにお金をかけられない実情があるという、そっちの方が先に頭に行ってしまう。これをやったら絶対お金がかかるんだという考え方の方が先に進んでいる現実というんですか、そういうことも知ってほしいと思います。

あと、女性の活動しやすい環境の整備がきちんと表に出てきたところは大変うれしく思います。地域とかでも、できる限り女性がどんどん意見が言えるような整備をどんどん進めて欲しいなと思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

増田委員 2点ほど申し上げたいんですけど、先程平井委員が言われたましたF1、交雑という話がありましたけれども、消費者で、交雑にしても、F1にしても、分かる人は一握りもないだろうと思うぐらい、これは畜産の業界言葉といえますか、消費者にはなかなか理解しにくい。だからといって、これはこういうふうにして、こういうふうにしてできた牛肉でございますという説明もなかなかしにくいところが悩ましいんですけども。

私は乳用種を問題にずっと考えているんですが、国産の全体牛肉の3分の1ぐらいを担っているのが乳用種の肉と聞いておりますが、その表示が国産牛と書いてあるだけで、それ以上の表示は決められていないということが大変気になっているところなので、牛肉の表示を消費者にとって分かりやすいものに進歩発展させていく工夫がぜひ必要だというふうに考えております。

トレーサビリティというのは、量販店の店頭で、あそこの画面をたたいて見るというのは、1つには安全と安心を担保するためのツールであって、どういう肉を私は買おうしているのかなんていうことを見るためのものでは決してないというふうに私は思っております。

もう1つは家畜排せつ物のことなんですけど、あっちこっちの現場を見せていただいた感じでは、今後、耕種農家との連携が難しい課題になっていくというのが気になるところでございます。例えばおが粉を使ったたい肥は発酵がなかなか進まないとか、貯木の場所が海だったりするので塩分が非常に多いとか、野菜農家に歓迎されないという問題があったりして、そこを非常によくクリアしていらっしゃる現場の話をお聞きすると、たい肥を多吸収するネギ類の生産に力を入れるとか、うまくいっている現場もあるようでございます。

これについては、資料の12ページの(2)にありますように、「JAが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な」とございますが、JAのお立場の委員がおいでになりますので、そこら辺をどういうふうに位置付けていらっしゃるかということをお聞かせいただければありがたいと思います。

それから、市町村段階で、このことに取り組みが積極的に進めるということが、この資

料の 18 ページに適正化と利用の促進というところがありますけれども、資料によりますと、屋根かけたり、囲んだりしたたい肥は、そのうち山積みになってしまうという、とても心配な意見も最近、聞くものですから、お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

中村委員、今の増田委員のお話の中に耕畜連携のお話もありましたので、もし何かあれば……。後からでも結構でございますので、よろしゅうございますか。

中村委員 先に増田委員からの耕畜連携の関係です。

J Aグループで進めていますのは、畜産施設の整備が進んで、かなりたい肥の供給量も増えています。ただ、撒く人がいないという課題があって、なかなか使ってもらえない。したがって、地域でJ Aが中心になって、たい肥の流通の協議会のようなものを作って欲しいという提起をしています。

撒く手間がないということが多いので、女性の中にコントラクターの活用というのもあるので、そういったものをぜひ活用してくださいというのと、それから、たい肥センターができて、たい肥の品質ですね、成分をきちっと分析して、こういった肥料の成分ですというのをきちんと耕種農家に伝えて、こういう使い方をという、そんな取り組みを協議会を中心にしてくださいという、そんなことを推進しているところです。

私の意見を二、三申し上げます。

第1が3 - 1の項目の表現であります。トレーサビリティが安心・安全の方に移ったので、5の食育のところ、前回あった消費者という言葉がこの項の中からなくなったという。ちょっとさびしいなと思うんです。したがって、私の提案なんです、5の食育の推進と、生産者と消費者の交流促進みたいな、この文章の中身ではそういうことももちろん書いているわけですから、そういうのを出してはどうかというのが1つ。

それから、3 - 2ですが、2ページです。(2)の ですがけれども、新規就農の促進等による担い手の育成・確保というところで、確かに新規就農の促進ももちろんいいんですけども、今回、サービス事業体コントラクターというのをも力を入れなければいかんというところがあって、それは担い手を支援する一環ですから、そんな言葉も補強してはどうかという意見です。

それから、項立ての中で、家畜改良とか新技術というのが(2)のところに入ってないんですが、後ろとの関係で何か書き込めたら書き込んではどうかなという意見です。

それから、3ページの担い手のところの の1行目に、水田作や畑作等の土地利用型農業と比べて進んでいるということなんです、水田作は確かにそうですけれども、畑作というのは、まあまあ進んでいるところじゃないかなという意識があるものですから、この畑作というのが水田作等でいいのではないかということ。

それから、この下の ですがけれども、認定農業者のくだりですが、「酪農及び肉用牛生産においてもその定着が図られてきている」という表現です。3割がちょいぐらいだと思うんですね、認定農業者は。3割ちょっとで定着が図られてきていると言えるんだろうか、半分以上ならともかく。したがって、この表現を考えていただきたいなということです。

それから、8ページです。これは質問に近いんですが、 の繁殖経営、 の肥育経営、

この中の一貫経営のところでは、の繁殖経営のところでは、イのところでは地域内一貫経営を推進という表現、では地域内でなくて一貫経営への移行を志向する農家の助長という、若干表現が違うわけです。これは意味があるというか、繁殖経営では農家単位での一貫というのが推進できないのか、あるいは肥育経営のところでは地域内一貫という言葉が要らないのかとか、その辺の関係質問です。

続きまして、9ページです。イの肥育期間の短縮という、これを進めるといふくだりがあります。肥育期間の短縮というのは、飼養技術上の取り組みがあるのか、ないのか、単に短くして出すというだけの話なのか、もし取り組みがあるとすれば、それを書いて、推進するだけで書いているものですから、その辺を補強してはどうかということです。

あと質問ですが、11ページです。上ののところでは牛肉云々で、2行目に機能性成分等というのが括弧にあるんですが、牛肉で機能性成分というのはどういう意味なのか、どんな点なのかという質問です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

金井委員、続いて神田委員、お願いいたします。

金井委員 経営指標のところなんですけれども、今回、基本方針の方では、確かに林地だとか野草地だとか、そういう未利用地について大いに有効に使いましょうということで書いてあるわけです。

指標の方にも野草地等の活用について盛り込むと書いてあるんですが、経営指標の中で、具体的にどういう形で入れるんだろうかということ、放牧利用で入れるんだろうか、どの類型の中でこれを盛り込むのであろうかというのを教えていただければありがたいと思います。

生源寺部会長 神田委員、どうぞ。

神田委員 3 - 2の資料の安全・安心という4のところなんですけれども、リスクコミュニケーションと情報提供に触れているところです。情報提供のところでは、伝染性疾病が発生した場合には、こういった情報を提供していくよというふうなくだりになっているわけなんですけれども、伝染性疾病だけではなくて、他の新しい病気もあるでしょうし、例えば今回、ヤギのBSEということもありますけれども、その辺はもう少し広がりがあった方がいいのではないかとということが1つです。

それから、10ページのところですけれども、価格の問題です。乳の方につきましては、価格問題はかなり減っていると思いますが、牛乳の問題につきましては、消費者ニーズにこたえる生産をしていくんだということがベースにありながら、付加価値をつけていくとか、銘柄化ということがうたわれています。これはこれでいいと思うんですけれども、これだけなのではないかということを確認したいんです。

銘柄化といって、日本国じゅう銘柄牛ばかりの中で、本当に差別化がこれ以上できていくのか。余りできないまま、こういうことをやっていくと、先程の表示との関係も絡んでくると思うんですね。優良誤認というような形がございますので、具体的にそういうことが可能なのか、もっともっと差別化ができていくのかということが少し気になったものですから、表示との絡みもあるなというふうに思います。

それから、これは引っかかるようで申しわけないんですが、2ページのところで、食育との関係で、欠席していたものですからいきさつがわからないのでお聞きしたいんですが、「健全なニーズを育てる食育」という関係になっております。健全なニーズというのは、どういうのかな、誰が限定していくのかなという気持ちもありまして、これに込められているイメージというんでしょうか、その辺を少しお聞きしたいなと思います。

それから、1ページ目の(1)の で、海外における家畜伝染病のという形で表現がございませうけれども、BSEの問題も大きいのではないかと思うんですね。他のところを見ましても、BSEを伝染病の中に含めているんでしょうか。これはどうなのかなと思うんです。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで一度、事務局からコメントあるいはお答えをいただきたいと思います。

大野さん。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の大野でございます。

まず、今委員から御質問のありました環境配慮規範の件でございます。10月5日、11月9日、12月10日と、第7、8、9回の畜産企画部会に出させていただきます例のチェックシートみたいなやつで、家畜排せつ物法の遵守とか、自己点検していただく、そういう……。具体的には、家畜排せつ物法の遵守ですとか、悪臭、害虫の発生を防止、低減する取り組みの励行ですとか、家畜排せつ物の利活用の推進とか、6項目ほどあったと思うんですが、あれのことを環境配慮規範と呼んでいます。

私どもの方も努めて、これについて御紹介するようにしているんですけれども、まだまだ足りないということで、2月中旬ないしは下旬ぐらいからパブリックコメントにかけたいと思います。また、これは3月中に策定することになっていますので、策定された暁には、さまざまな媒体を利用して、こういうものができましたということをしてPRしていきたいと思います。

環境配慮規範を作りましても、前にも御説明申し上げましたが、補助事業の要件として導入することによって初めて実効性が出てくるということで、いきなりすべての補助事業から環境配慮規範を要件として導入していくということを考えておりません、少しずつ要件としていくことによって、徐々に浸透させていきたいと思っております。

それから、増田委員からお話ございました家畜排せつ物の耕畜連携の件でございます。先程JAの取り組みについては中村委員からお話しあったわけでございます。いつも申し上げることですけれども、出し手でいい肥料を作る、受け手でそれを使っていい生産物を作るということなんです、12ページに書いてありますように、JAなり市町村の調整役というんでしょうか、どうしても仲立ちが必要だろうと思っています。

市町村でいいますと、今委員がおられるので、すぐ栃木の高根沢なんかを思い出さずけれども、先程はJAの取り組みでしたけれども、高根沢は町が中心になって、生ごみともみ殻と牛ふんの3つをうまく組み合わせ、できた肥料も住民に還元するとか、耕種農家に渡す以外に、そういう取り組みをやっております。そういったところが調整役をやっていただくのが重要だと思っています。

それで、平成17年度、概算要求決定している中で、農林省の補助金もがらっと仕組み

変えて、幾つか交付金化されましたけれども、バイオマスの環づくり交付金というのがございまして、144 億円、概算要求決定されているんです。この中へ、そういった協議会の開催ですとか、成分分析ですとか、共励会の開催ですとか、その他地域の創意工夫によって、さまざまなこういった取り組みができるようになっておりますので、こういったものをJAなり市町村なりが御活用いただいて、方針に書かれているような取り組みを推進していければというふうに思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

企画課長。

清家畜産企画課長 経営指標の関係で、福田委員外何人かの方々から御質問なり御意見なりございましたことについてお答えしたいと思います。

資料4の1ページ目にございますように、基本的な前提は、他産業並みの労働時間であり、所得でありと、これは前提条件ですね。もう1つ政策的な意味合いとして、3にありますような自給飼料基盤に立脚したという視点。それぞれを確保するために、それはヘルパーさんであったり、コントラクターであったり、あるいは飼養管理方式でいうと、実情も踏まえて、それがフリーストールであったり、パーラーであったりという、そういうことを組み合わせて、前提となるもの、あるいは政策的な視点に立った、そういうものが望まれる姿として、1つの経営モデルですね、典型的なモデルとして設定するという考え方なんです。

さらに、いろいろな地域条件があるという実態ももちろんありますけれども、1つは今申し上げましたような視点から、土地条件にかなり厳しいところがあるところもありますけれども、そういうところを1つの指標、目標というふうな位置付けで設定しているという考え方です。

さらに、地域でいえば、都道府県段階で、こういった国の方針を踏まえて、それぞれ計画も作っていかれますから、それぞれきめ細かいモデルと指標というものも想定はされるんだろうと思います。

大づかみなところで恐縮ですが、あらまはそういう考え方で整理をしているところであります。

まだ検討中の部分は数字が明らかではありませんから、そこは次回にお示ししながら、さらに必要な説明をしてみたいと思います。

生源寺部会長 食肉鶏卵課長、お願いします。

佐藤食肉鶏卵課長 私の方からは、先程中村委員と神田委員から御質問のあった件でございます。資料3-2の11ページの(7)のあたりかと思えます。

まず中村委員から御質問がございました牛肉の健康等に関する知識、栄養、機能成分等といったものはどういうものがあるのかというお話です。学説的には、牛肉についてはアラキドン酸という成分がありまして、これを食べることによって脳を活性化させると、平たくいえば、うつ作用に効果があるのではなからうかということが言われております。

また、今までは、牛肉と申しますと、脂肪等がございまして、健康面でもいろいろあるのではないかというお話があったのですが、最近ではお年寄りの方に非常に良質なたんぱく質を供給するといったような学説と申しますか、そういうことをおっしゃる先生方も出

ております。正しい知識であることは当然、必要でございますが、今後、いろいろな知識の普及を図っていきたくて考えているところが第1点でございます。

それと、神田委員から、産地化、銘柄化という動きがあって、これがいろいろな面で混乱してくるのではないかというお話がありました。国産牛肉について、輸入品と対抗していくためには低コスト化というのも1つでしょうし、付加価値化といったものが非常に大事かと私どもは思っております。

卑近な例で申し上げますと、地元のえさ、例えばリンゴが作られております長野県ですと、リンゴのえさを与えた牛肉でありますとか、その土地土地で採れる特産品を使ったえさを使用した牛肉といったものも出てきております。こうしたものが地産地消といったようなものとミックスしまして、1つの銘柄化が出てくるのではなからうかと思っております。

特に、11ページの のところで特記書きしてございますが、昨年来、いろいろと議論いただいております乳用種牛肉につきましては、どうしても輸入品と競合する点がございまして、我々といたしましても、今回のアメリカBSEの問題を契機といたしまして、業務用あるいは加工用などに新しいニーズを創出できるのではなからうかと考えてございまして、こうしたことをここで表現しているというふうなことでお答えしたいと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 原田さん、どうぞ。

原田草地整備推進室長 今委員からコントラクターのお話がございました。私どもも期待しているものですから、あっちこっち気にしています。

お話のありました農家はその気になってくれないというお話は、コントラクターを立ち上げるときに、各地でよく伺います。そうは申しましても、昨年1年間で30ぐら増えまして、15年度は300ぐらいのコントラクターになると思います。立ち上げのときには、まだ機械を持っていらっしゃる農家の方、更新に早い農家の方が二重計上であるものですから、そういう中で大変躊躇されるというお話を聞いております。そういった中で、できる人から始めるという形で、小さな組織を始めながら、利用者や面積を増やしていくというスタイルが多いかと思っております。

ちなみに、ここでの御意見を踏まえまして、来週、中央畜産研修という家畜改良センターの研修で、コントラクターの立ち上げ講座を1週間やらせていただきます。全国から70名近く応募ございまして、今委員の御地元の農協の方も来ていただきますけれども、そういう中で、経験者から法人としての立ち上げのやり方、会計処理のやり方、どうすれば農家をまとめていけるか、こういったことを講義していただいて、全国で広めていきたいと思っております。うまく乗れば、こういったことを続けながら、立ち上げの仕方を具体的に整理して広めていきたいと思っております。

福田委員から、経営指標で、特にえさの話がございましたので、ちょっと補足いたします。経営指標のえさの部分、全部できておりませんが、基本的にえさの場合は、先程の2,000時間という労働時間を考えたときに、家畜飼養管理である程度先取りした労働時間でございます。

その差の部分を飼料生産で使うとしたときに、先程委員がお示ししました4ページ目で

いいますと、経営指標の資料、資料4の4ページ目でいたしますと、3番と4番、繁殖ですけれども、3番が放牧、4番がコントラクター。何でなんだということかと思うのですが、4番の場合は80頭という規模拡大をする経営を想定していますので、この中で飼養管理に相当の労働時間を取りますので、コントラクターという形で飼料生産を外部化しながら両立していく経営体を考えている。一方で、30頭の場合は複合でございますので、自己労力の中で放牧をうまく取り入れて、それが両立できないかと。

例示で申しますと、このようなことを考えていますが、いずれにしましても、下の方の指標が同時に埋まっていきませんとイメージがわきかねますので、次回、全体的な御説明の中でそういったこともお話ししたいと思います。

生源寺部会長 野草地についても同じような……。

原田草地整備推進室長 野草地も、入れるとすれば、繁殖の部分に入って行くのですが、牧草地としての放牧と野草地の利用をどう組み合わせるのかということもあわせて整理をしなければいけませんので、その辺もあわせて御説明します。

生源寺部会長 今の関連ですが、福田委員、どうぞ。

福田委員 今のような御説明ですと、飼料自給率に下限を設けるといふか、そういうふうな目標値が出てくるということですかね。つまり、総労働時間の中で飼養管理労働を差っぴいておいて、後で飼料生産労働時間の配分をするということになりますと、自給率をどう持っていくかによって変わってくると思うのですが。

原田草地整備推進室長 お答えになるかわかりませんが、先程の経営指標でいきますと、土・草の部分で数字は埋まっていますが、飼料自給率、粗飼料給与率と分けてございます。粗飼料給与率自体は、繁殖雌牛ですと7、8割という水準を考えていますが、それを経営内で自給できない場合は、飼料自給率が経営内自給率という形になりますので、その差を外部から調達するのですが、それは輸入粗飼料ということではなくて、地域内あるいは地域間で供給される国内の粗飼料ということを想定しております。

生源寺部会長 畜産振興課長、お願いいたします。

塩田畜産振興課長 中村委員の肥育期間についてというお話がありました。御存じのとおり、肉専用種、和牛など、30カ月ぐらいまで肥育するという話があります。これを短縮するというので、具体的な手法としては、一番わかりやすいのは、子牛から大きくなって、育成が上がって、それから肥育に上げる、その市場での取引、子牛の取引というのがありますけれども、そのあたりの間をスムーズにする。例えば、子牛から肥育に行く途中で、子牛をちょっと太らせて、若干肉がついたような状態で、またそれを若干落としてから肥育をもう一回始めるといふ、スムーズな移行をやれば、そこで1カ月、2カ月ぐらいは短くなるだろう。

技術論としては、肥育を始める生後8カ月から10カ月ぐらいだと思いますけれども、それぐらいから始める肥育ステージで、体を大きくしながら、最後、脂肪なりをつけて肉質を仕上げていくというステージをそれぞれ少しずつ、うまく短縮してやっていく。ということで最後、通常の期間よりも数カ月は短く、可能だと。

実践の中でも、そうした取引あるいは一貫経営というような形の中で実践されているところもございます。ニーズにあわせた肉の成熟とかよく言われますが、そういう意味では、ニーズの中で和牛あるいは肉専用種の量と質のバランスの中で、そうした肥育の短縮とい

うのはできますので、その辺の手法等について、ここに書き込むか等についても検討したいと思います。

生源寺部会長 中村委員の御趣旨はそういうことだったかと思います。今のお話は以前のこの会でもお話があったわけですので、それがわかるようにという御趣旨かと思います。

衛生管理課。

境薬事・飼料安全室長 神田委員からの御指摘ですけれども、資料3-2の1ページですが、BSEが家畜伝染病に入っているのかという御指摘でしたけれども、当然、BSEは入っております。

家畜伝染病予防法におきましては、伝達性海綿状脳症という形で反すう動物の海綿状脳症、一括して入っております。現にBSEの発生国からは牛肉の輸入をストップしておりますけれども、これは家畜伝染病予防法に基づきますものと、厚生労働省では食品衛生法に基づきまして、二重でストップをかけているという状況になっております。

同じく資料の14ページ目の畜産物への信頼、安心の確保のためのリスクコミのところですが、ここは話題になりました伝染性疾病を例示として挙げているわけでございます。当然、リスクコミ、食の安全・安心の御理解のために非常に重要なわけございまして、こういった伝染性疾病のほかに、農薬等の化学物質とか、かび毒などの自然毒、あるいは重金属といった食の安全に御懸念があるようなものにつきましては、積極的にリスクコミを行っていきたいと考えております。

川合畜産総合推進室長 経営飼養に関しまして、今委員から、北海道はフリーストール、都府県はフリーバーンと、これはどういうことかというお尋ねがございました。

フリーストールとフリーバーンは、どちらも繋いでないという意味では同じでございますけれども、フリーストールについては、ベッドがあって、特に敷わらは敷いてない。フリーバーンというのは、ベッドがなくて、完全にフリーな状態で敷わらを敷いた上で飼っていると、こういう違いがあるわけでございます。

北海道につきましては、寒いということもございまして、フリーバーンという飼い方がなかなかしにくいということもございまして、大規模経営においてはフリーストールが一般的。都府県においては、敷わらを敷いて、その上でベッドで仕切ることなく自由に歩かせるという、大規模経営についてはフリーバーンが一般的ということで、こういう仕分けをしてございます。そういう意味で、実態を考慮した仕分けということで位置付けてございます。

1頭当たり乳量につきましては、改良増殖目標との整合性とも勘案しまして、次回の畜産企画部会にはきちんと空欄になっておる指標もお示しをいたしたいと思っております。

それから、中村委員から御指摘がございました表記についての表現あるいは書き方、書きぶりについて、いろいろ御意見をいただきましたが、全体の構成等々も踏まえまして、次回までに、どこまで書き込めるかということについて検討させていただきたいと思っております。

なお、認定農業者について、定着というふうに書いているのはどうかということでございます。ここで定着と書きました趣旨は、例えば稲作農家ですと、認定農家率2%に満たない水準でございます。それに対しまして、肉用牛肥育ですと3割、酪農ですと5割が認定農家になっておられます。公式な統計はございませんが、畜産農家の場合、今、認定農

家になっておられない方でも、その水準に達しておられる方はかなりいらっしゃるのではないかと考えております。

そういった意味で、耕種農業なんかに比べますと、畜産におきましては圧倒的に高い認定率が実現しておるという意味で、定着というふうに書かせていただいた次第でございます。

それから、8ページの繁殖と肥育で一貫の書き方が違うという点についてお尋ねがございました。繁殖経営につきましては、地域内一貫を殊さら書かせていただきましたのは、もちろん繁殖・肥育一貫経営というものになりますと、繁殖すれば繁殖肥育といえれば肥育なので、同一経営内における繁殖・肥育一貫経営については 書かせていただいたと、

でいっております地域内一貫経営というのは、経営としては別だとしても、地域として割と近いエリアの中で繁殖と肥育が近接しており、なおかつ繁殖・肥育一体となって銘柄化の促進といったものに、品質の向上といったものに取り組んでいるというケースが実態としても見られます。こういった取り組みを助長していくべきではないかという意味で、繁殖の欄に地域内一貫というものを書かせていただいたということでございます。

神田委員から、10ページの の記述に関しまして、すべて銘柄化ということで進むのかどうかというお尋ねがあったと思います。ここで生産情報公表JASですとか、有機畜産JAS、こういったものを活用した高付加価値化、差別化ということを書かせていただきました。

必ずすべての農家がこういう道を歩んでほしいという意味で書いたわけではございませんで、もちろん 以前の記述にもございますように、低コスト化、省力化といった形で国際競争力のある農業を展開するという道も進んでいただきたい。それも全く否定するものではございませんし、高付加価値化、差別化という形で国際化に対応していくというものも十分経営としてはあり得るという意味で、必ずしも銘柄化、高付加価値化、差別化だけがいいというふうに我々の意図としては書いておるわけではないということを御理解いただければと思います。

また、2ページの(2)の の健全なニーズを育てるということの意味でございますが、16ページの方で少し書き込んでございます。16ページ後半から17ページの上の方ですが、これまでの畜産企画部会の議論の中で、生産者と消費者が対立するものではなくて、相互に連携をするという、その中で消費者の方が、この記述にありますように、栄養バランスから流通・生産・環境の観点まで幅広い視野をもって食品を選択していけるような、そういったニーズを育てるという観点から、食育というものを進めるべきではないかという御意見があったことを踏まえて、2ページと17ページでこういう記述をさせていただいているという趣旨でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

神田委員 済みません、引っかかるようで。健全なニーズというと、何となく気持ち悪かったものですから。

今、御説明のあったように、要求によって選択ができるようなということでもいいんじゃないかと思ったんですね。何か押しつけがましいような気もいたしますし、そんな感じが

いたしまして、そこは最終的にはこだわりませんが、そんな感じがいたしました。

もう1つ、先程の銘柄との関係なのですけれども、私がお聞きしたかったのは、今御説明がありましたのは輸入との関係で差別化をしていく必要があるというお話もあったと思うんですけれども、消費者ニーズとの関係で、消費者はどのようなものを求めているのかということとの関係でお聞きしたかったわけです。

先程低コストとか省力化ということは触れているよとおっしゃったのですけれども、それがイコール低価格化ということなんでしょうか。低コスト化とか、低省力化で触れていることが、乳の方については価格を下げるというとらえ方ができるのですけれども、牛肉の方について、いまいちそこがはっきりしないような気がしたものですから。全部、資料を読み込んでいるわけじゃないので、申しわけないのですけれども、低価格化も政策としては考えているということで受けとめてよろしいんですか。

もう1つ、もちろん私もすべての農家がこうやるということを行っていると思いませんけれども、差別化というのは、例えばリンゴを使おうが、特産品を使おうが、できてきたお肉に栄養価だとか味とかというのがないと、そこに価値がなければ、それは本当に優良誤認されると言われてもしょうがないと思うんですね。

私たちは、そういうものは多分求めていないと思いますし、そことの関係がはっきりしないようなものですと困るなと思ったものですから、申し上げました。

生源寺部会長 一連の議論でございますので、川合室長から何か補足があれば……。

川合畜産総合推進室長 神田委員からございました、まず健全なニーズの表現につきましては、また検討させていただければと思います。

それから、消費者の視点からして低価格なもの、あるいは高付加価値のものというところは、どちらを想定しているんだというお話かと思えます。全体を通じまして、酪肉近代化基本方針の底辺には、消費者ニーズが多様化しているという、高付加価値あるいは差別化されたものを、それなりの対価を払って買いたいというニーズももちろんございます。また、低価格というか、合理的な価格のものを日常的な生活の範囲内で購入したいといったニーズもあろうかと思えます。

そういった幅広い消費者ニーズに対して、これは生産者の戦略もあろうかと思えます。そういった高付加価値化、差別化商品、こういったニーズを想定して生産対応される方、あるいは先程申し上げた低コスト化、省力化という対応というのは、一般的な日常的な価格、値ごろ感のある層をねらうのかという戦略の問題あろうかと思えます。

いずれにいたしましても、低コスト化、省力化といたしましたのは、幅広い両方のニーズがあるということ想定し、そのニーズを見きわめた上で、みずから経営戦略の中で、いずれのターゲットを対象に生産を行っていくのかということ両にらみで、酪肉近代化基本方針は記載しておるという観点で、その両方のことを書かせていただいているという立場でございます。

生源寺部会長 かなり多岐にわたりますして……、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

福田委員から衛生管理ガイドラインの段階的適用といったことはどうかという話があったかと思えますが、もしこの点、今の段階であれば……。もしなければ、後程でも結構でございますが。

境葉事・飼料安全室長 H A C C P の考え方をういた衛生管理ガイドライン作成に当たりましては、平成 8 年から取り組んでおりまして、現場の生産の実態の調査から始まって、畜種別にどういった H A C C P の考え方の導入ができるかということ整理した上で、たしか平成 14 年に、このガイドラインを出したわけでございます。

そういった意味では、現場と理解を深めながら進めてきたということで、そのガイドラインをお示ししましたので、御指摘のように、規模とか経営の感覚によって取り組みぐあいも違うと思いますので、その点、家保とも連携しながら、御指摘の内容を踏まえながら対応してまいりたいと思います。

生源寺部会長 足立委員、お待たせしました。

足立委員 今の健全なニーズというところなんですけれども、前回、かなりこだわってきて、17 ページの上の方のアンダーライン引いていただいたところを書き込んでいただくように、かなり強力をお願いした一人なんですけれども、消費者が自分の栄養要求、健康要求、味の要求、それから、価格とかそうした、いわゆる自分中心の要求だけで出しているニーズに対して、生産者側があわせていくという一方通行のやり方だったら、その延長上には新しい畜産はないんじゃないかという考えを強く持っていて、まさに畜産のようにいろんなリスクをたくさん、環境リスクを特に持っている産業だからこそ、両者の一体の中で生産活動が行われていくという発想の転換というか、考え方の転換をしなければいけないんじゃないかということをお食育の中の基本的な話題にしてほしいというお願いを続けてきているわけで、健全なニーズという言い方がもし誤解があるとすれば、それは十分に御検討いただきたいと思うんですけど、そこにこそ食育のポイントがあるということをお言いたいので、もう一度申し上げたいと思いました。

それと関連して、資料 7 は今日御報告だけと伺ったのですけれども、1 ページの基本計画にも書いてありますように、食料自給率の向上に向けた取り組みに、消費面としては、よりわかりやすい実践的な食育と地産地消の全国展開というふうに書いてあるんですね。

それで言いたいことは、食料自給率というのは行政の用語ですね。地産地消というと、生活者ができるだけ地域産物を生かしていきましようという生活者側の視点での概念とか用語というふうにとらえることができるんじゃないかと思うんですが、結局は同じことを言おうとしているわけです。

そうすると、国レベルでの地産地消こそ食料自給率という物差しで計れるものなのであって、それが県レベルであったり、生活圈レベルであったり、我が家レベルであったりというふうに、地域産物を活用した食生活という、それを総括した概念、言葉として地産地消という言葉でいいかどうかはちょっとあるんですけれども、そういうことだとすれば、言いたいことは、行政の用語としての食料自給率を高めましようという言い方を押しつけていく限り、一般生活者には、自分はどうしたらいいのかわからない。

だから、どう言ったらいいんでしょう、生産者側または行政側の用語と、生活者が自分の行動をどう変えたらいいかということに直結するような用語との整理をする中で、極端な言い方もしれませんが、地産地消率みたいな物差しというか、考え方が出てくると、もっとわかりやすいかなということで、これは今回の記述の中には直接関係ないんですけれども、もっと両者の接近というのを積極的にやっていただきたいし、そのことをこの中に盛り込んでほしいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問ではありません。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ほぼ予定の時間がまいていっているわけでございますけれども、まだ御発言になっておられない委員の方も多いかと思しますので、もう少し続けたいと思います。毎度のことですけれども。

高橋委員、初めに手が挙がっておりましたので、高橋委員。その後、石川委員、お願いいたします。

高橋委員 いつも終わりころになって大変申しわけないんですが、私が非常に迷いというか、現場の中でどのように考えて、畜産の維持振興をやっていけばいいのかなと思ながら、企画部会の皆様方の意見とか考え方を今までずうっと聞かせていただきまして、これからの畜産の行く末を担う基本方針ができ上がるというこの段階で、非常に私が迷っているのは、これから、本当に国際的競争力を高めながら、なおかつ日本の畜産をどのようにして維持発展させていくかという部分が、確かに文面ではあります、中身も入っていると思います、ただ、現場ではなかなか実践できるという自信がないんですね。

なぜかといいますと、国際的な競争という言葉の中には、過去にもずうっとありました。規模拡大を進めながら取り組んできた経過もあるんですが、国際競争力というのは、いずれどこに行っても日本の農業では太刀打ちできない部分が絶対的にあると私は思います。

現場とすれば、どうやって畜産で生き抜いていくか、畜産で生活をするかという視点に立ったときに、やっぱり日本の農業のあり方の中で、日本の消費者、食べていただける方々が、いかに日本農業を理解してもらえるかということだと思っているんです。それが今言われている差別化なり、付加価値なりというところに行きついてしまうのかなと。量的生産で商売はできない。コスト的な部分でも絶対的に競争はできないというふうに私は思います。

そういう中で、産地がどのようにして生き残るかということで、繰り返しになるんですけれども、絶対的に安心な部分をつくろう、なおかつ特徴のあるものをつくろう、産地の特性を生かしてというふうに取り組ませていただいています。それが今のある程度の価格を支えていると私は思っていますので、その辺、何とか食育云々という部分できちんととらえていければなというふうに思っています。

経営指標の中で思うのは、他産業並みの所得を農業でと、それを確保するためには、基本的にはそれなりの規模を維持しようと、拡大しようというふうな指針を作っていかなきゃならない。ところが、拡大してイコール生産コストが下がって所得が拡大するという部分ないんです、絶対。マックスでの金は動いてくるんですけれども、基本的には、最終的には支出の部分とのバランスの中で、損益ではそんなに利益は発生しないんです、日本農業は。

それが顕著に出てくるのが和牛の繁殖経営です。なぜかといいますと、肉牛の枝肉価格と子牛価格が、時差というか、時期のずれがあって必ず連動してくるんです。今、10頭飼っている農家が50頭にして5倍の所得が出るかということ、絶対出てきません。逆に、それにかかわる設備投資資金なり、その辺があって非常に厳しい状況下に逆になる。

私どもも繁殖農家の100頭規模を作ろうということで、2年前ほどから取り組んでいるんですが、やはり考えたとおりの成果には絶対ならないというのが現実です。それが現実

だから、この基本方針に対して、これはまずいよという言い方じゃなくて、その辺を消費者にも国の方々にも、現場の実態として理解していただきたいなという部分での発言でございます。

これから5年、10年というスパンで畜産を考えると、全中さんが一生懸命、そういうふうな部分で指導していただいているんですけども、いろんな変化の中では非常に厳しさが今後は増してくるだろうと、それを受けながら、我々は最大限可能な限りの努力をして取り組まざるを得ないのかなというふうに思っています。そういう現実があるということをお話しておきたいと思います。

意見というか、質問ではありません。よろしくお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

石川委員、どうぞ。

石川委員 資料7の食料自給率について、意見だけ言わせてください。

これは本審企画部会のものなので、大変申し訳ないんですが、食料自給率、平成12年に22年を目標に立てたのが、本当は緩やかに上がっていくはずが、横ばいもしくはちょっと下降ぎみの部分がある。なぜ伸びなかったかという検証をきめ細かく盛り込んでほしいなという、バックに敷いてほしいなと思います。

今、国際競争力という言葉が高橋委員からも出ていましたけれども、日本の国産品は高いから商社が活躍し、食品メーカーも輸入品に頼っているいろいろ生産しているという実情があると思うんです。世界で飢えている人が8億人いるというときに、日本がこんなに輸入大国であっちゃ本当にいけないと思うんですね。

資料3-2の17ページのカというところにも、消費者が食について正しい知識を身につけという言葉がありますけれども、日本が輸入に頼っている国で、それじゃいけないんだというような知識までも、いわゆる消費者に知ってもらう。そういうことをどこかに盛り込んだり、努力をしてほしいなと思います。

また、私が所属しているこの審議会も生産分科会なので、どうしても生産に偏っていますけれども、肉に関していえば、BSEが国内に発症したときに、輸入肉の方が安心だと言い、カナダやアメリカで発症すると国産肉が安心だと言い、鳥インフルエンザが発生してタイや中国から入ってこない、それは大変、国産品だと、そんな右往左往させられているわけです。

そういう意味からいったら、逆に肉は国産品の方が安全だという目が向いているところなので、それを逆手に取って国産品を上手に育てていく、そんなことをしてもいいんじゃないかなと思います。

以上、意見だけ言わせていただきました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

神田委員、その次に増田委員、お願いいたします。

神田委員 今の自給率の問題ですけれども、カロリーベースで出すというところを、どういう物差しにするかという。

自給率の問題をどういうふうに出すのかという物差しが資料の9ページにもありますが、私たちの実感としては、カロリーベースというのは感覚がなく、例えば卵を毎

日食べているのに、何で自給率は上がらないのという話だと思うんですよ。カロリーベースで計算しているから、そういった現象が出てくるので、その辺の何を物差しにするのかという政策を考えているところでしょうけれども、そこも特に牛肉なんていうことになってまいりますと、本当に飼料の方にばかり目がいくという形になりますので、その辺をしっかりとどうするのかという大きな問題があるんじゃないかなというふうに今、お話を聞いて思いました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

増田委員 私も、質問というよりも、さっきお返事があったとは思いますが、念のために、9ページの肉専用種の肥育経営のイのところ、いかにしても、この文章は納得いかないものですから、追い打ちをかけるような意見でございます。

過度に肉質を重視した飼養管理というのは、消費者ニーズを多少過度に反応したような書きぶりのような気もします。簡単に言うと、肉質といいますが、サシの入った肉を消費者が好んで、それに向けての飼養管理ということだと思うんですけども、今は必ずしもそういうとらえ方をしてないと思うんです。

それで、短縮が図られてきてないというのはこれまた問題で、もう退席なさいましたけれども、平井委員に一度お話を伺ったら、28カ月、29カ月、30カ月を越すと、いわゆる牛肉はおいしくなると、うまくなるんですよ。乳雄であっても多分、そういうことは言えるだろうと平井さんから伺ったように覚えているんです。

肥育期間の短縮というのは、ますます日本の牛肉の競争力を失うといいますが、海外からの牛肉はアメリカ、カナダが止まっていますから、それは言えないと思うんですけども、日本の牛肉の作り方の基本は、ある程度長期間かけて、うまい肉を作るところもあると思うので、これの問題点は、聞いた話で、飼い直しという、あそこの無駄な期間のことを指摘するのが一番わかりやすい。

私自身も一貫経営、一貫経営と言うのかと思ってわからなかったんですけども、育成から肥育へ行くときの飼い直しという1カ月だか2カ月だかがまことに無駄であって、そのところを指摘しないとアピール度がないのではないかと思います。えさとか排せつ物は、どっちにしたって出てくるわけですから、問題ではないのかと。

これは意見でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 先程来、話が出ているんですけども、家畜排せつ物の関係です。現場としての声をちょっとだけお聞きいただきたいなと思います。

実際、たい肥舎であるとか、尿処理施設ができておりますよね。そうした中で、尿の方は一応放流できますという形。たい肥舎の関係になりますと、はける時期が年に2回ないし3回という形になるんですね。そうしますと、堆積しておく期間がかなり長くなります。飼養頭数に対して施設を造った、それに対して、かなりたい肥の方が余ってしまって、置く場所が困るといったような状況。ここにありますように、耕畜連携がうまくとれているといいんですけども、時期的なものがありまして、上手にはけないというのが現状なん

ですね。

たい肥の成分であるとか何かを各地区とか町単位でもって表示して、上手にはけるような形をとっているところもありますけれども、そういったのをもっともっと広げていって、常に上手にたい肥がはけるようなやり方、そういった指導や何かもしていけないと、これからますますきちんとした利用価値を高めたやり方は大変になってくるんじゃないかなと思うんです。

現場ではそういったことで非常に頭を悩ませている方が大部分ですよ。まして、密度の高いところ、要するに耕種農家が少なくて畜産農家の多いところになると、なおのこと、そういったことが山積みされているという状態になっています。

それが現場の状況ですので、ひとつよろしく願いいたします。

生源寺部会長 その他にございますでしょうか。

委員の皆さん、時間を念頭に配慮していただきまして、意見ですというふうにお断りがあって御発言が多かったわけですが、あえて何か役所からコメントなりあればお受けしたいと思います。

畜産部長、お願いいたします。

町田畜産部長 総括的な話はなかなかできないんですが、今日は本当にありがとうございました。

経営指標のところは数字を入れられないもので、議論がやや抽象的になってしまっ大変申しわけなかったと思うんですが、今日いただいた御意見を踏まえて、次回は自給率目標ですとか、草地利用の考え方ですとか、その辺を明らかに出していきたくて考えております。

それと、国際化の中での日本の酪農、畜産ということは確かに避けて通れないということで、お話があったとおりでございます。私どもは今、WTO農業交渉ですとかEPA交渉、ここにも書いてありますが、そういった中で、確かに埋め切れない土地の面での制約の大きさですとか、資材の高さですとか、そういったものがいろいろありますので、その部分についてはきちんとした国境措置を維持して、日本の酪農、畜産が、少なくとも努力をしながらでも安定的に継続的に発展できるようにというスタンスで交渉に臨んでおりますので、ぜひとも現場の皆様にも、これを踏まえているいろいろな県とか市町村で計画も作られると思いますので、皆さんの意見をできるだけ反映して、今日表現ぶりでもいろいろ御指摘いただきましたので、よりわかりやすい形にして、現場にアピールできるような、私たちの意気込みを伝えられるようなものにしていきたくて思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

閉 会

生源寺部会長 ありがとうございました。

また時間を超過してしまいましたけれども、以上で本日の会議を閉会といたしたいと思います。

最後に、日程につきまして事務局からお願いいたします。

清家畜産企画課長 今後の畜産企画部会でございますけれども、酪肉近代化基本方針の

策定に向けまして、あと2回、開催させていただきたいと考えております。

次回は3月1日に開催いたしまして、本日いただきました御意見も踏まえまして、さらにブラッシュアップをした基本方針案を皆様にお諮りしたいと考えております。

本日はありがとうございました。